

第 8 回

西脇市・黒田庄町合併協議会会議録

と き 平成 1 6 年 6 月 3 0 日

ところ 黒田庄町中央公民館

西脇市・黒田庄町合併協議会

第8回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

日時：平成16年6月30日（水）

午後1時30分から

場所：黒田庄町中央公民館

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 報告事項

報告第24号 新市まちづくり計画検討小委員会活動について

報告第25号 合併の期日の検討内容について

(2) 協議事項

協議第36号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第37号 各種事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて

協議第38号 各種事業（建設関係事業）の取扱い（その1）について

議案第39号 各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）について

協議第40号 各種事業（社会福祉協議会）の取扱いについて

(3) 事前提案事項

協議第41号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第42号 各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。））の取扱いについて

協議第43号 各種事業（保健衛生事業）の取扱いについて

協議第44号 各種事業（健康づくり事業）の取扱いについて

協議第45号 各種事業（学校教育事業）の取扱いについて

協議第46号 各種事業（文化振興事業）の取扱いについて

4 その他

協議会日程 第9回 7月29日（木） 西脇市生涯学習まちづくりセンター

第10回 8月26日（木） 黒田庄町中央公民館

5 閉会

西脇市・黒田庄町合併協議会会議出席者名簿

区 分	氏 名	出欠確認	備 考
1号委員 (市長・町長)	内 橋 直 昭	出	会 長
	東 野 敏 弘	出	副 会 長
2号委員 (議長・議員)	藤 原 正 嗣	出	
	北 脇 敏 敬	出	
	村 井 公 平	出	
	宮 崎 好 史	出	
3号委員 (学識経験者)	神 部 良 夫	出	
	小 林 茂 夫	出	
	浅 田 康 子	出	
	岩 崎 貞 典	出	
	生 田 弘 之	出	
	長谷川 俊 雄	出	
	三 谷 康	出	
	西 村 萬里子	出	
	宮 崎 正 則	出	
	東 野 一 彦	出	
	藤 井 良 己	出	
	西 山 孝 彦	欠	
大 西 一 三	出	副県民局長	

(敬称略)

西脇市・黒田庄町合併協議会幹事等出席者名簿

区 分	氏 名	備 考
幹 事 長	藤 原 泰 一	黒田庄町助役
副幹事長	來 住 壽 一	西脇市助役
幹 事	遠 藤 隆 義	西脇市企画総務部長
〃	黒 田 辰 雄	西脇市企画総務部企画担当次長兼企画課長
〃	吉 本 豊	黒田庄町企画振興課長
総務・企画部会長	浦 川 芳 昭	西脇市企画総務部総務担当次長兼総務課長
総務・企画副部会長	杉 原 慶 一	黒田庄町総務課長
総務・企画部会員	牛 居 義 晴	西脇市企画総務部財政課長
住民・福祉部会長	櫛 原 修	黒田庄町保健福祉課長
住民・福祉副部会長	藤 原 逸 朗	西脇市福祉生活部市民生活担当次長兼生活環境課長
住民・福祉部会員	藤 本 かつ系	西脇市福祉生活部福祉担当次長兼福祉総務課長
〃	上 月 恭 造	西脇市福祉生活部長寿福祉課長兼在宅介護支援センター所長
産業・建設部会長	片 岡 正 紀	西脇市建設経済部建設担当次長兼建設総務課長
産業・建設副部会長	飛 田 義 正	黒田庄町産業課長
産業・建設部会員	内 橋 純 悟	西脇市建設経済部経済担当次長兼商工労政課長
〃	宮 崎 憲 十	西脇市建設経済部都市整備課長
〃	丸 山 勝 久	西脇市建設経済部建築課長
〃	林 英 雄	黒田庄町住民課長
上下水道部会長	杉 本 眞 三	西脇市上下水道部次長兼管理課長
上下水道副部会長	藤 原 博 明	黒田庄町企業課長
上下水道部会員	杉 上 茂 樹	西脇市上下水道部水道課長
県 民 局	藤 田 和 己	北播磨県民局市町振興・防災課長

合併協議会事務局職員出席者名簿

職 名	氏 名	備 考
事務局長補佐	藤 原 俊 三	
〃	柳 田 みどり	
事務局員	足 立 英 則	
〃	高 瀬 崇	
〃	山 口 英 之	
〃	佃 順 子	
〃	板 場 逸 史	

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
藤原事務局長 補佐	<p style="text-align: center;">（開 会 午 後 1 時 3 0 分）</p> <p>それでは、失礼いたします。皆さんお忙しいところ大変ご苦労さまでございます。定刻になりましたので始めさせていただきたいと思います。</p> <p>本日、事務局長が療養中でございますして、私事務局の藤原の方が本日の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日西山孝彦委員が所用によりまして欠席をされておりますことと、北播磨県民局長様につきましては、大西副局長さんに代理出席をいただいておりますので、ご報告申し上げます。また、会議次第には入ってございませんが、最後のその他のところで先にお配りしました財政計画、財政状況の資料につきましては、少し説明をさせていただきたいというふうに考えておりますので、協議案件が多い上に恐れ入りますが、何卒よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会を議長の方からお願いいたします。</p>
内橋議長	<p>皆さんこんにちは。6月も、きょうが最後の日となりまして、今年もはや半年が過ぎようとしております。</p> <p>さて、本日は第8回の西脇市・黒田庄町合併協議会を開催をさせていただきましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。協議会も8回目を迎えまして、委員の皆さん方のご協力を得まして順調な協議ができておりますこと、心よりお礼を申し上げます。本日も、どうぞ引き続き慎重なご審議を賜り、よりよい協議ができますようお願いを申し上げまして、簡単ですが開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。</p> <p>それでは、協議会規約に基づきまして、会議の議長を務めさせていただきます。本日の協議会は、報告事項2件、協議事項5</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
長谷川委員長	<p>件、事前提案事項6件でございます。また、本日の会議の出席委員は、18名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。</p> <p>ただいまより、第8回西脇市・黒田庄町合併協議会を開会いたします。</p> <p>議事に入ります前に、会議次第、第2の会議録署名委員の指名でございます。今回の会議録署名委員には、小林茂夫委員、三谷康委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。まず、報告事項でございます。報告第24号新市まちづくり計画検討小委員会活動について、小委員会の長谷川委員長より報告をしていただきます。長谷川委員長、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、第7回新市まちづくり計画検討小委員会の報告をさせていただきます。小委員会を、6月24日木曜日午後6時30分から9時25分まで、約3時間にわたり、西脇市生涯学習まちづくりセンターで開催いたしました。</p> <p>出席者は、委員7名全員と事務局3名、コンサルタントの研究員1名の合計11名でございます。</p> <p>当日の議題は四つあり、まず新市のまちづくり理念と将来像について協議いたしました。</p> <p>内容としましては、サブタイトルを含め、将来像の決定を受けて、将来像に含まれる「自然きらきら」の意味をより強調するために、三つのまちづくりの理念のうち、「安心して暮らせる共生のまちをめざします。」という理念を、「豊かな自然と共生しながら、安心して暮らせる共生のまちをめざします」と修正することを確認し、あわせて理念の説明文章の構成を組みかえることといたしました。</p> <p>また、これまでの小委員会での意見を踏まえて策定された将来</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>像の意味や、文言や文章について検討した結果、おおむね事務局の案で了承となりましたが、社会環境の変容を説明する「経済社会が先導する画一的な豊かさ達成がされ、本格的な成熟社会が到来する」という表現については、再検討とすることになりました。</p> <p>次に、新市の主要施策について協議いたしました。まちづくりの基本方針ごとに、施策の柱別に事務局から説明を受け、委員の間で協議いたしました。その中での主な意見として、子育て支援の充実の中で、「親の……子供を育てる充実感を高め」という表現を再検討していただきたい。</p> <p>それから、同じく子育て支援は拠点施設の整備だけでなく、子育て支援のための支援ネットワークなど、ソフト面での施策の充実を配慮してほしい。</p> <p>また、「情報通信基盤の充実」では、CATVの整備や今後の情報通信技術の進展を考慮し、双方向の通信基盤の整備や活用を踏まえた施策も展開に入れてはどうかといった意見。</p> <p>また、「地域経済の活性化、雇用の創出」では、若年層の定住促進の面からも新産業の導入や企業誘致が必要であると感じるが、土地利用の規制緩和など、従来では取り組めなかった積極的な施策の展開も検討してほしい。</p> <p>「学校教育の充実」では、多様化する教育環境をめぐる課題の中で「子供たちの道徳性を高める、こころの教育を進める」といった表現を入れてはどうかという提案でございます。</p> <p>「自然環境の保全と活用」では、自然の保全ということだけでなく、「再生・回復」といった文言を入れてもらいたい。</p> <p>それから、「市民自治体制の確立」では、地域コミュニティの活動を支援していく拠点施設や行政体制の整備に、積極的に努めてほしい。</p> <p>施策の柱は、それぞれうまく取りまとめていますが、言葉だけ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>でなく中身の伴った施策を積極的に展開してもらいたい、などの発言がありました。</p> <p>これらの意見を踏まえ、計画素案の内容を事務局で再検討し、次回の小委員会で協議することといたします。</p> <p>3番目に、公共施設の統合整備と適正配置について協議をいたしました。事務局からの説明を受け、基本方針としては住民生活の利便性、地域の特性やバランス、財政事情、新市における組織・機構のあり方の4点から考慮していく必要があります、具体的にはこれらの基本方針を踏まえ、新市において検討していくということであり、このことを小委員会でも確認いたしました。</p> <p>最後に、財政状況についてですが、前回の小委員会で説明のありました財政計画について、本日の協議会で事務局よりその他の項目で説明を行う旨の説明を受けております。</p> <p>その他としましては、次回第8回小委員会は7月22日水曜日午後6時30分から、西脇市生涯学習まちづくりセンターにおいて開催することにいたします。</p> <p>内容としては、計画素案の全体について協議をしていく予定としております。それから、資料といたしまして、これまでの協議してまいりました計画の体系図を、A3の表にしてつけておりますので、ご覧いただきたいと思っております。</p> <p>以上、簡単でありますが大委員会の報告とさせていただきます。</p> <p>はい、ありがとうございました。報告第24号新市まちづくり計画検討小委員会の活動についての報告が終わりました。新市まちづくり計画も大詰めを迎えております。小委員会の委員の皆さんには、引き続きお世話になりますがよろしく願い申し上げます。</p> <p>続きまして、報告第25号合併の期日の検討内容について、幹事長より報告をいたします。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
藤原幹事長	<p>幹事長の藤原でございます。ご苦労さまでございます。お手元に簡単な資料しかつけておらないわけでございますが、ご理解賜りたいと思います。座って失礼します。</p> <p>合併の期日の検討内容についてでございますが、合併の期日については、第2回の協議会で「平成17年3月末日までとする」と確認をいただいているところでございます。前回の協議会において、会長のあいさつにもありましたように、合併の期日につきましては幹事会において延期を検討いたしてありまして、その協議の状況につきまして資料に基づき報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>平成16年5月26日に公布されました合併特例法の改正によりまして、平成17年3月31日までに県知事に合併申請し、平成18年3月31日までに合併をすれば、現行の合併特例法が適用されることとなり、様々な財政支援等を今までどおり受けることが可能になりました。</p> <p>新市発足時の住民サービスの混乱を招かないようにするために、おおむね1,500項目の事務事業について専門部会、分科会で日々調整を行っておるところでございますが、この事務事業内容のうち、「現行のまま新市へ引き継ぐ」というのが約30%でございます。「どちらかの市町の例により統合する」というのが、約40%でございます。「新市発足までに再編、調整する」が約20%でございます。また、「新市発足後に再編、調整する」ものが約10%でございます。</p> <p>このような調整方針になってありまして、全体の約90%は新市発足時には詳細な調整を行い、関係条例、規則等約700本程を、整備する必要がございます。この調整には相当な期間が必要となります。</p> <p>また、両市町議会の合併関連議案の議決を得てから、新市発足までの合併準備期間にも新市の移行事務、庁舎移転関係、新市の</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>市章選定等、非常に多くの事項について調整、決定する必要がございます。</p> <p>この合併準備期間につきましては、資料の7ページに兵庫県内の事例を掲載いたしておりますが、表の下から2段目をごらんいただきますと、各市町相当の期間を設定されていることがご確認いただけることかと思えます。</p> <p>また、この期間の最も短い養父市においても、協議会設立からの期間を見ていただきますと、市町村合併に要すると言われております標準的な期間である22か月程度を要しているというのが現状でございます。</p> <p>当協議会につきましては、現在の協定のとおりの期日で合併いたしますと、期日の協議の際に委員さんからご指摘ございましたとおり、16か月余りでの合併ということになり、非常に短い期間で、大変難しいと言わざるを得ない状況となっております。</p> <p>これらの状況等に基づき検討いたしましたところ、最適な期間として、現在ご確認いただいております「平成17年3月末日まで」という期日から、半年程度遅らせる必要があるだろうと思われまますので、平成17年の秋をめどに、現在、具体的な期日の設定について協議をいたしているところでございます。</p> <p>また、具体的な期日でございますが、2の検討事項の(2)にもございまして、月の初日を基本に検討を行っております。なお、合併の期日の変更につきましては、さらに幹事会でよく検討をさせていただきますして、次回の7月の第9回の協議会で事前提案を、8月の第10回の協議会でご協議賜りたいと思っておりますので、その際にはどうぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上、幹事会の協議状況についてご報告をさせていただきます。</p> <p>終わらさせていただきます。以上でございます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>はい、ありがとうございました。報告第25号合併の期日の検討内容について、報告が終わりました。この合併の期日につきましては、幹事会で検討を重ね、来月に改めてこの事前提案させていただく予定にいたしておりますので。</p> <p>はいどうぞ。</p>
藤井委員	<p>この件に関しまして、ちょっと質問があるんですけど。この期日の延期というのは、これ特例法が1年延びたから、それと事務量が非常に多いということが、幹事長から話があったんですけど、これは初めからわかつとることですね。3月31日ということが、来年の。もう約束したことなんですね。これがいまさら1年延長になったから、そういう余裕ができたから、もう少し掘り下げてやりたいというのはね、やはり我々は忙しい中、こないして協力しとりますんで、また合併協議も全員一致でほとんどもめることもなくスムーズに来とるはずなんですね、当初計画どおりに何でできない、私はそういうような思いがするんですけども、兵庫県のほかの事例が何であろうと、よそはよそで、我々は我々で続けていきやええことであってね。</p> <p>我々の一般人の社会の中でね、会社なんかでも合併、吸収、業務提携と、もういろいろありますわな、一般企業の例ちゅうのは、こんなもん待ったはないんですよ。許されることやないんです。そういうね、安易な物の考え方としては困ります、本当に。</p> <p>市民、町民の方に目を向けていただきましてね、そして合併するなら何で合併せないかん、合併のメリットですわ、スケールメリットというのがあるし、行政コストを下げたいこうとする、その思いで我々は、私は、そういうふうにして協議会に参加させていただいとるんでね、そういうことから言いますとね、1年延期になったから半年ぐらいやったらいいやろうという、そういう物の考え方されるんやったらね、私はこんな委員やったら、もう辞</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
神部委員	<p>めさせていただきます。</p> <p>ほか、どう思うように思われます。</p> <p>今の藤井委員さんの意見に関連しまして、もしこれ特例の改正ができてなかったら、どないされるつもりでしたん。改正なしに、決まったとおりということであれば、これ延長はできないはずですね。延長、この改正がされたからというような面もあるように聞こえましたが、ちょっとそこら辺のところの、覚悟のほどがちょっとずれてきよるような気がします。ちょっとそこら辺も明確に説明を願いたいと思います。</p>
藤原幹事長	<p>うまく説明できるかわかりませんが、今も申し上げましたように、当初から、総務大臣の方からこの法改正はなされるであろうというようなことがちらちら見えておったわけでございますが、それを法律の改正は正式になっておりませんでしたので、そういったことも思いながら、けれどもやはり3月末日までという合併の期日でございますので、毎日のように合併にそれぞれの専門部会等で調整をやっておるわけでございますが、Bランク、Cランクにしましても、この協議会に提案させてもらう以外のものにつきましても、すべて新市までに再編、調整をするというような形で今回まで調整をやってきました。</p> <p>けれども、新市発足までに必ず調整をする、再編をするというのが新市の発足までに必ずやらなければならないものばかりでございます。</p> <p>そういう今の、ただいまも現況報告させていただきましたように、1,500項目の事業があるわけでございますが、今現在のところ調整を毎日のようにやっておりますが、非常に数が多い、また条例等につきましても700本あるわけでございますが、今のご意見もよくよく承知をしながら、改めて幹事会の中で合併の期日について検討をさせていただきたいと、このように思いますのでご理解を賜りたいというように思います。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 岩崎委員</p>	<p>はいどうぞ。</p> <p>西脇市の岩崎ですが、先ほど藤井委員と神部委員のおっしゃったようなこと、若干重複いたしますけれども、私の記憶では昨年の11月14日の第1回の協議会において、この合併は17年の3月31日をもって合併をするということで、全会一致で決まったように記憶をしております。</p> <p>にもかかわらず、先ほど神部委員がおっしゃったように、法の改正等があったから、また幹事会等でいろんな、1,500項目のすり合わせ事項が非常に難航しているからといって、それを引き延ばしするというのは、私ははっきり言いまして、やはり幹事会また分科会のやはり怠慢ではないかと、大変きつく申し上げたいと思っております。</p> <p>もしその法の改正がなければ、やはり17年3月31日をもってするということができなくなるわけですから、これは必ずしもこの結果、この期日をやり遂げるということ。そうでないと、そのいわゆる住民感情の無視もはなはだしいと、私は感じております。</p> <p>やはり、広報等でこの住民には17年の3月31日で合併をするということがたびたび出ておりますし、やはりこれは17年の3月31日をもっての期日で合併をするということを、私は強く望みますし、延長することに対しまして、強く反対をしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>内橋議長 東野委員</p>	<p>はい、東野委員。</p> <p>黒田庄町の東野です。各新聞でも、変更という記事がたくさん載っています。その中で、地方交付税が1年間長く優遇される財政面で有利と判断をしたというような記事がよく出て、そういう何を取り組まれてます。</p> <p>そういう中で、今幹事長言われたことは私には理解できると思</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 藤原幹事長</p>	<p>います。その中で、メリット面で言われたと思うんですけども、今皆さんおっしゃられるデメリット面でどうなんか、その辺やはりもう少し明確な回答が、まあ次回協議されるということで、きょうはお聞きするだけにしておこうと思ってたんですけども、皆さん意見を言われましたので、やはりもう少しメリット・デメリットの効果を、ある程度もう少し明確にわかりやすく説明をいただければと思いますけども。</p> <p>はい、幹事長。</p> <p>今、委員さん方からいろいろご意見を賜っておりますので、幹事会として、やはり協議、確認をいただいた17年の3月末日をもって合併するという方向で、幹事会としては再度検討させていただきたいと思いますが、そういった場合に住民に対してどんなことが起きるのか、どこら辺までの調整が本当に可能なのかいうことを改めて幹事会の中で協議をさせていただいて、次回にまた報告なり提案をさせていただきたい、このように思いますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。</p>
<p>内橋議長 宮崎(正)委員</p>	<p>はい、宮崎委員。</p> <p>黒田庄町の宮崎ですけれども、私も本意的に言いましたら17年3月末日ということが全員合意の上での決議事項でしたので、本位から言えばそちらの方で推し進めていただきたいという、そういう気持ちは大にしてあります。</p> <p>しかし、これまでおおよそ7か月間携わってきまして、「新市において調整」なり、「新市において検討」等の文言が余りにも多過ぎるために、細部にわたっての調整等がなされないまま、新市に移行するということが多々あると思うんです。そしたら、その辺が本当に新市発足時に混乱しないのであれば、17年3月というのは妥当だと私は思いますが、混乱を来たしてしまうような事項が多々あるとしたら、延長もいたし方ないことかなと、個人的には思っております。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 小林委員</p>	<p>はい、小林委員。</p> <p>西脇市の小林です。今言われたようにいろいろ出ておりますけれども、私もですね、日は決めた、一旦それを崩して延ばす、延長するということになりますと、際限のない延長になるのかなというふうに思っております。ですから、もう一旦決めた以上はやはり何とかやってほしい。</p> <p>その先ほど出ています3月31日がだめで、4月1日の方が法律上すっきりするんだということであれば、それはいたし方ないと思えますけども、やはり一旦決めた以上はしてほしいと私も希望いたします。</p> <p>だから、いろいろほかの事例が出ておりますけども、例えば養父市とか氷上なんかにつきましては、相当多数の市町村が集まっておられますので、私たちが今までやってきた中では、西脇市と黒田庄町の場合は、比較的問題はなかったように思えますので、何とか期日までをお願いしたいというふうに、当時決めたことですから、何とかお願いしたいなと思えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>内橋議長 藤原委員</p>	<p>この問題で、ほかに何か。はい、藤原委員。</p> <p>確かに、今おっしゃいました事務当局の怠慢であるということにつきましては、私もそうかなというように思います。しかし、今皆さんおっしゃいましたように、スピードを上げて、今からスピードを上げてやって、その不合理なこと、あるいは不都合なこと、これも含めてやってしまうという無理が出てくるんじゃないかと。あまりこだわり過ぎて、「あっ、しもた」いうことにならないようにするには、やっぱり期間をもってもいいんじゃないかというふうに私は考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>内橋議長 藤井委員</p>	<p>はい、藤井委員。</p> <p>今事務量とか、いろんなこと1,500本とか何かいろいろ話</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 東野副会長</p>	<p>し聞きましたけど、これは初めからわかつとることですてね、これ。これができてないちゅうのはね、私はむしろ事務の怠慢ちゅうか、おかしいんじゃないかと。もうちょっとやっぱり精力的にね、真剣に考えてもらわなね、これ企業の合併やとか吸収やったら大変なことになりますよ、これ。延ばすとか延ばせへん。企業の存続にかかわる大きい問題になりますなりすんでね、これは本当に真剣にね、当初計画どおりにきちっとやってもらわなね。</p> <p>月2回、3回幹事会されるんやったら、ご意見なしとかしながらやね。これまた新市になってから検討して、決めることは決めたらよろしいがいな。私はそういうふうに思いますけど。</p> <p>はいどうぞ、東野委員。</p> <p>失礼します。今、それぞれの委員さんの言われる部分というのは、私も十分納得がいきます。当初、特に一番最初に決めた大切な期日の問題ですから、それを守る。これはもう決定事項からしたら、当たり前のお考えだろうと思います。</p> <p>けれども、ひとつ考えていただきたいのは、西山委員さんいらっしゃいませんが、青年会議所が加杉野サミットということで、高島合併推進室長をお招きをしたときに、室長自身が今がタイムリミットですよというふうに言われたときに、合併の法定合併協議会がスタートしてから最低でも22か月かかるんですよという言い方がされました。</p> <p>どうして22か月もかかるんですかという、そういう話の中で、例えば協議そのものだけではなくて、最終的には協議会の協議がまとまる、そして両市町が、私と内橋市長が要するに署名をする、県知事もその立会いとしてこられる、それから両市町議会が議決をされる。それでスタートができるんだったらこれでいけますね。他に時間は要らないものですから。それ以降の時間が、それ以後、当然両市町から県議会の方に提案がされます。県議会</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>の方で議論して議決をされます。そしたら、県知事の方から次の段階で政府の方に申請をします。閣議決定をして、広報で周知徹底をする。</p> <p>こういうふうな、私たちの協議から後ってというのは大分短くなったという形でいっても、おおよそ4か月から半年間かかる。こういうふうな期間があります。その期間に、市章の準備やいろいろな準備をするということらしいんですが、少なくとも協議会とは別個に、残りの期間が必要だということになれば、今当初の段階から市長と話をしていく中で、本当に時間がないなど。それで、3月31日の決定をいただこうと、スタートしようという形であれば、おおよそそれからタイムリミットを考えたら、9月定例会に議会の中で提案をして、大体10月初めに議決をいただかないと間に合わない。こういうふうな問題があります。</p> <p>それから、もうひとつ考えていただきたいのは、いま活発に議論をしていただいているんですが、一方で長谷川委員長さんにお世話になっている新市まちづくり計画の素案というのがほぼ出来上がってます。本町、西脇市とも、7月12日から各地区まわりをずうっとしていきます。その中で、住民の方にも周知して、意見があれば、積極的な意見を取り入れて、最終決定を多分9月ぐらいにできるんだろうというように思うんです。そういうふうなことを考えると、やっぱり時間的に大変難しいなという部分が出てこようかと思えます。</p> <p>確かに、当初決定した部分ということでは十分わかりますけれども、もともと22か月もかかる部分が、1市4町から1市1町という形、11月からスタートしたという段階で、大変難しいなという、そういう思いで事務局としても精一杯やった上で、今こうなっているという点だけは、ちょっと理解をしてあげていただきたいなというふうに思います。</p> <p>はい。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
藤井委員	<p>合併協議会がここまで進んでますのでね、この住民説明会っちゅうのはちょっと遅れとるのん違いますか。もっと早く説明すべきなんですね。この辺がちょっとおかしいん違いますかね、そもそも。</p>
内橋議長	<p>はい、藤原委員。</p>
藤原委員	<p>先ほど、私申し上げたのは私個人の意見でして、西脇市の議会でこの話がこの前助役の説明があったんですけども、やっぱり今藤井委員さんもおっしゃられとるように、それはもう3月31日にやるのが当然やという意見は確かにございました。多々ございました。しかし、全部がそうかというたらそうじゃないです。だから、ある程度詰まってしまうとこまできちっとやっとなんだったら、いい加減なことで済ましてしまうというたら、ちょっと私疑問に思いますので、その辺は私の言うことやないんかかもしれんけど、理解すべきじゃないんかなというふうには、私個人としては考えております。</p> <p>以上です。</p>
内橋議長	<p>ほかに何かありますか。</p>
神部委員	<p>これしかし、きょうこの合併期日の検討内容についての報告っちゅう、この意味がどういう意味を持ってますか。これまで事前協議があって、その次に協議するわけですな。今日まで、こんな報告、これありましたかいな、項目で。きょうわざわざこういうものを、検討内容をこの席で発表して、改めてまた事前協議をやって、そして本協議に入ると。これ、えらい手の込んだことやと思うんやけども、これ意味は何でございますか。きょう出された意味。</p>
藤原幹事長	<p>今、ご指摘のとおりでございますが、余り深い意味はございません。今、1市1町でそれぞれ事務のすり合わせをやっておりまして、どうしても3月31日には、すべての事務調整をすることが非常に困難だということから、改めて幹事会としておおよそ調</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>整すべきものの何%まで達成できてきたか。そうして、残っているものがなおスピードを上げて調整をして幾らほどになるのかいうことを検討しました結果、何としても3月31日は無理だなど。</p> <p>だから、これだったらやはりきょうの合併の協議会の中に、若干の報告をしておいて、ある程度その際にきてからいうことは非常に失礼な話でございますので、そういった状況も若干話しておくというのが適切じゃないかということで、きょう報告をさせてもらったところです。</p>
<p>内橋議長 宮崎(好)委員</p>	<p>はい、宮崎委員。</p> <p>今、事務局の方からご説明があった内容でしたら、報告事項としてではなしに、事前提案事項として協議に乗せていただいて、大事なことです。協議の時間を、機会をいただいた方がよろしいかと思いましたが、いかがでしょうか。</p>
<p>内橋議長 藤原幹事長</p>	<p>幹事長。</p> <p>一番最初にも申しましたように、今事務のすり合わせをしながら、現在の状況を若干報告させていただいたところでございますが、よりまして非常に大きな問題でございますので、平成17年3月末ということで合併の期日を協議いただいておりますので、やはりこれを変更するとすれば、簡単にできるものではないと、このように思っております。</p> <p>だから、今の事務調整の状況を報告させていただいて、もう一遍皆さん方の今出ております意見を十分尊重させていただきながら、もう少し馬力をかけて、馬力をかけとるわけでございますが、やはり後回しになってもいいものは後回しにして、どうしても調整しておかなければならぬものが何項目あるのかいうことを、もう一遍幹事会の中で協議をさせていただいて、また来月の7月に日にちをずらしていただくということになりますと、事前提案をさせていただくことにさせていただきたい、このように</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 371 389 405">内橋議長</p> <p data-bbox="236 898 419 987">藤原事務局長 補佐</p>	<p data-bbox="448 315 879 349">思っておるところでございます。</p> <p data-bbox="448 371 1321 696">いろいろご意見をちょうだいいたしました。この合併の期日の問題につきましては、再度皆さん方のご意見も大変厳しいご意見、当然のご意見だろうと思えます。再度、この幹事会でも十分検討を重ねまして、来月に改めて事前の提案をさせていただくということで、ぜひご理解をいただきたいというように思っているところでございます。</p> <p data-bbox="477 719 1090 752">以上で、報告事項は終わらせていただきます。</p> <p data-bbox="448 775 1315 871">それでは、続きまして協議事項に移ります。まず、協議第30号一部事務組合等の取扱いについて、事務局より説明願います。</p> <p data-bbox="448 893 1315 990">それでは、協議第36号について説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。</p> <p data-bbox="477 1012 941 1046">一部事務組合等の取扱いについて。</p> <p data-bbox="448 1068 1321 1337">(1) 兵庫県市町村職員退職手当組合、北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園、播磨内陸医務事業組合、北播磨清掃事務組合、西脇多可行政事務組合、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p data-bbox="448 1359 1321 1572">(2) 番でございます。兵庫県町交通災害共済組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。ただし、共済期間満了日に当該組合を脱退する。</p> <p data-bbox="448 1594 1321 1807">(3) 番でございます。兵庫県町議会議員公務災害補償組合及び兵庫県町土地開発公社については、合併の前日をもって当該組合等を脱退する。また、西脇市土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続するものとする。</p> <p data-bbox="448 1830 1321 1975">(4) でございます。播磨内陸広域行政協議会については、合併の前日をもって当該協議会を脱会し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>一部事務組合及び協議会の設置は、地方自治法により規定されております。複数の地方公共団体がその事務の一部を、共同処理、あるいは共同管理、執行するために、県知事の許可を得て設置するものでございます。合併の際には、この一部事務組合、協議会を構成している合併関係市町村の法人格が消滅し、組合の構成、組織体制が変化するための所要の手続きが必要となります。</p> <p>3 ページから、現況として組合ごとの構成団体、設立年月日、事務所の位置、業務内容を記載しております。</p> <p>まず、1 番目に両市町が関係している一部事務組合が 5 組合、2 番目にいずれかの市町が関係している同種の一部事務組合が 2 組合あります。これら 7 組合については、合併の前日をもって一旦脱退し、合併の日に新しい法人格の西脇市として同一の組合に加入することといたします。</p> <p>3 番目に、黒田庄町のみが関係している一部事務組合、兵庫県町交通災害共済組合につきましては、合併の前日に一旦脱退し、合併の日に新たに加入することといたします。ただし、加入は共済金請求の有効期間満了日までといたします。</p> <p>次の、兵庫県町議会議員公務災害補償組合及び 5 ページの兵庫県町土地開発公社につきましては、黒田庄町の法人格が消滅しますので、合併の日に脱退いたします。</p> <p>西脇市土地開発公社につきましては、5 ページに概要を記載しておりますが、新市の土地開発公社として存続するものといたします。</p> <p>4 番目に、両市町が関係している協議会、播磨内陸広域行政協議会につきましては、合併の前日に脱会し、合併の日に新たに加入することといたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、協議第 3 6 号一部事務組合等の取扱いについて説明が終わりました。ただいまの協議第 3 6 号について、ご質問、またご</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="225 432 419 465">宮崎(好)委員</p> <p data-bbox="225 837 419 987">内橋議長 牛居総務・企 画部会員</p>	<p data-bbox="435 315 1335 405">意見をお受けいたしたいと思います。何かございませんでしょうか。はいどうぞ、宮崎委員。</p> <p data-bbox="435 432 1335 808">この協議項目に問題はないと思うんですけど、少しちょっと詳しく聞きたいこともあるんですけど、西脇市の土地開発公社の内容ですけど、この数字的に見れば資産、負債云々で、かなりの負債額ですけど、本当に資産計上されてあるほどの資産価値があるのかどうかいう、これは不安もまああるのはあるんですけど、もう少し詳しく教えていただけたらありがたいなと思うんですけど。</p> <p data-bbox="435 837 579 871">事務局。</p> <p data-bbox="435 898 1335 1099">西脇市の財政ですけど、失礼します。土地開発公社と申しますのは、その資金を銀行、金融機関からの借入金に頼っているというのがまず第1点でございます。自己資金というのは基本的にないというふうに認識していただいたらと思っています。</p> <p data-bbox="435 1126 1335 1451">申しますのは、大都市の方でしたらプロパー事業を持ちますけれども、私どものような小さい市では公社ということですけども、基本的に市の方から先行取得を受けると、こういうことになっておりまして、全額その借金をし、借り入れをいたしまして、土地を先行取得すると、こういう仕組みになっておるとことが前提として確認していただいたらと思います。</p> <p data-bbox="435 1478 1335 1742">表に上がってますように、現在約30億8,500万程度の負債となっており、これはもう銀行などの借り入れ、一応借りとるんですけども、これに匹敵しますような土地を持っておりまして、いわゆるこれが31億ぐらい持っておりということになっております。</p> <p data-bbox="435 1769 1335 1971">その先行取得としております土地の中身と申しますのは、西脇市野村町にありますグリーンヒル開発用地と申しまして、既に茜ヶ丘宅地分譲事業をやっておりますけども、この分の事業の一環といたしまして、先行取得しております。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 宮崎(好)委員 牛居総務・企 画部会員</p>	<p>現在約27億5,000万程度の資産ですか、土地を持っておるといようなことです。これは、十数年来借りてますから、基金の場合でもお金を借りてますから、基金を含めてですが約27億5,000万程度の負債を抱えておると。同時に、その額の土地の資産を持っておるといのが、公社の会計経理ということでございます。</p> <p>それから、あと3億5,000万程度につきましては、道路並びに公園用地などの先行取得と、こういう形でなっております。</p> <p>それで、この事業用地につきましては、今後のその公園なり道路事業につきまして事業化をしていきたいと。一般会計へ戻していくということに考えてございます。</p> <p>一番大きなグリーンヒル宅地分譲につきましては、約27億ほどありますけども、この当面2分の1強を16年度から分譲を開始したいという予定で、西脇市で計画してございます。昨年からのこの宅地分譲におきます特別会計を設置いたしまして、本格的にこの秋から売り出そうという形にしております。</p> <p>つきましては、この7月の市議会、臨時議会で議会の議員さんのお世話になりましてこの辺のご審議をわずらわすといったような状態になっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、よろしいか。はいどうぞ。</p> <p>2分の1売却されると、1億4,000万ほどですけど、実際にその価格の売却は見込まれているんですか。</p> <p>27億で、約半分11億ですか、いう形になりまして、これも3年から4年かけまして分譲したいということで思っておりまして、さっき言いましたようにこの7月議会で議会の方でご相談させていただいて、市としては何とか売れるように努力したいと、こういうことを考えております。</p> <p>以上です。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 宮崎(好)委員</p>	<p>はいどうぞ。</p> <p>合併するときに、当初に財産もすべて一緒に対等でひとつのものにするということになっておりますので、これもしっかりとその計画どおりいかなければ、黒田庄町の方にも負担がかかってくるという形になりますので、頑張ってくださいと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>内橋議長 東野委員</p>	<p>ほかにございますか。東野委員。</p> <p>協議事項と直接関係ないかもしれませんが、お尋ねしたいと思います。</p>
<p>内橋議長</p>	<p>市町退職金手当組合の中で、今各地において職員の退職時に進級し、退職金を上乘せを中止すると、そういう動きがあります。今現在、私、西脇市、黒田庄町がそういう制度をとられているかどうかは知りませんが、新市においてどのように対応されるのでしょうか。</p>
<p>内橋議長 浦川総務・企画部会長</p>	<p>はい、事務局。</p> <p>失礼します。西脇市の総務課長でございます。今、委員さんの方から、兵庫県市町村職員退職手当組合のことについて、質問がございました。実はこの退手組合の議会議員は、市長と議会の議長ということでやられておるわけでございます。</p> <p>そういう中で、この西脇市、黒田庄町含めましてこの退手組合に入ってるわけですが、今おっしゃいますとおり、退職金の一部を積み上げて退職金を支給しているというのが、この退手組合の現状でございます。今新聞紙上でこういった制度を取りやめるといのが出ておりますのは、実はここに入っていない市、独自で退職手当を支給、あるいは組合に代わる制度を独自に持っております。</p> <p>そういう中で、従来からいいますと非常に高い、景気のいい時は高く出されたいという制度運用がなされてきたわけですけど、こういった時代にそういう独自で条例制定されているそれを廃止しよ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長 宮崎(正)委員	<p>うという動きが出ているという状況でございます。</p> <p>私どもの方も、そういった動きになって当然そういったことも、国も廃止される、それから県も廃止されるということになりますと、当然この事務組合につきましても廃止という方向は出てこようというふうには認識いたしている状況でございます。</p>
内橋議長 宮崎(正)委員	<p>よろしいですか。はい、宮崎委員。</p> <p>黒田庄町の宮崎ですが、先ほど西脇市の総務課長の方からグリーンヒルのことが出ましたので、関連してちょっとお尋ねをしたいんですが、2分の1の売却予定ということで予定を組まれていたんですが、そのほかに新市発足後にグリーンヒルに関して、何らかの素案等がございましたら、今のご意見をお聞かせ願いたいと思うんですが。</p>
内橋議長 牛居総務・企画部会員	<p>事務局。</p> <p>跡地約半分程度分譲するとなっております、あとどうするかという問題は当然あります。現在のところ、宅地でなしに、まだ粗造成地で置いとるんですけども、これは予算の範囲で今のところ普通財産に戻していくということが必要なんですけども、これを将来宅地分譲するのか、又は他の用途にできないかというような二つの方法論をもちまして、現在庁内で、検討しているという状態でございます。</p>
内橋議長 宮崎(正)委員 牛居総務・企画部会員	<p>はいよろしいですか。はいどうぞ。</p> <p>それでは、今の段階では具体的に何に利用しようとか、そういう2分の1に関しては全く上がっていないんですね。</p> <p>先ほど言いましたように、庁内で検討しとるということで、ご了承願いたいと思います。検討中でございますので、よろしくお願いいいたします。</p>
内橋議長 西村委員	<p>ほかにございませんか。はい、西村委員。</p> <p>黒田庄町の西村でございます。2番目の兵庫県町交通災害共済についてですけども、その有効期間19年4月とお聞きしており</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 櫛原住民・福祉部会長</p>	<p>ますけども、それが過ぎましたら結局住民は交通災害共済は、自由に民間に入れば別ですけども、なくなるわけですけども、そういうことについての説明は今後住民に対して十分していただきたいと思うんですけども、お願いいたします。</p> <p>はい事務局。</p> <p>住民福祉部会の櫛原です。よろしくをお願いします。</p> <p>ただいま西村委員さんからご質問がありました交通共済の部分につきましても、17年度については募集をしないという方向で調整をしております。</p> <p>今、委員さんからいただいたご意見の中でも、十分住民の皆さんにも周知をしていきたいというように思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。</p>
<p>内橋議長</p> <p>藤原事務局長 補佐</p>	<p>ほかにございませんか。ないようございませぬので、これより採決に移らせていただきます。協議事項の表決につきましては、前回までの協議会同様、挙手による方法として、3分の2以上の賛成をもって決することといたします。</p> <p>それでは、採決いたしたいと思います。お諮りいたします。議案第36号一部事務組合等の取扱いについて、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者 挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、協議第36号一部事務組合等の取扱いについては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>それでは、引き続きまして協議第37号各種事業(商工・観光関係事業)の取扱いについて、事務局より説明願います。</p> <p>それでは、協議第37号について説明をいたします。資料の8ページをお願いいたします。</p> <p>各種事業(商工・観光関係事業)の取扱いについて。 (1)市単独中小企業事業資金融資制度については、現行のまま</p>

発言者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 融資保証料補給事業については、新市の発足時に再編する。</p> <p>(3) 企業の立地奨励制度については、新市発足時に再編する。</p> <p>(4) 商工・観光イベント等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。</p> <p>10ページをお願いいたします。まず、西脇市中小企業事業資金融資制度でございます。この制度の目的は、中小企業に対する資金の供給を円滑化し、企業経営を合理化して正常な事業活動を促進するための融資を行うというもので、黒田庄町には同等の制度がありません。低迷する経済情勢の中、中小企業の経営活動を促進するため、融資制度は現行のまま新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>次に、融資保証料補給事業ですが、この事業は中小企業が融資制度を利用する場合に、兵庫県信用保証協会がその債務を保証することが条件になっておりますが、その保証料の一部を市町が補給するというものでございます。</p> <p>西脇市の場合、市単独の融資制度を利用した者だけに保証料の補給を行っております。</p> <p>黒田庄町の場合は、町単独の融資制度がないため、県の融資制度の中の中小企業資金、開業支援資金及び経済変動対策資金の融資を受けた者に、保証料の補給を行っております。</p> <p>西脇市単独の融資制度には、開業資金が含まれておらず、保証料の補給対象に差異があるため、新市発足時に再編し、中小企業の融資を円滑にするため支援を引き続き行うこととします。</p> <p>次に、企業立地奨励制度ですが、この制度は両市町内に工場等を新設する企業に対し、奨励措置を講じることにより、企業立地を促進し、産業の振興と雇用機会の拡大を図る目的で設置されたもので、両市町、要件や奨励措置の内容に差異があります。新市</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>においても、企業立地を促進し、地域経済の均衡ある発展に資するために、奨励制度を再編することといたします。</p> <p>12ページをお願いいたします。両市町、住民の参画によるさまざまなイベントを繰り広げておりますが、この中で商工関係団体や観光協会等が、実施、協賛しているイベント等をここに掲載しております。</p> <p>商工・観光イベントは、活気とにぎわいをつくるまちづくりに大きな役割を果たしていることから、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において速やかに調整することといたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、協議第37号各種事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて、説明が終わりました。ただいまの協議第37号について、ご質問、ご意見をお受けいたしたいと思っております。何かございませんか。はい、生田委員。</p>
生田委員	<p>西脇市の生田です。この、（3）の企業立地奨励制度に関する質問ですけれども、この企業立地制度は非常にいいことで、大いに奨励というか、進めたいですけれども、これは直接は関連しないかもわかりませんが、市や町に新規の企業を受け入れるということは、環境面で非常に問題があるという企業では困りますけれども、雇用の拡大とか、税収のアップ、あるいは地域の活性化という市の発展にとりましては、大切な、大変大きな力になるというふうに思います。</p> <p>その中で、ここ2年ほど前の話なんですけれども、ある優良企業が西脇市へ進出してきたという話がありまして、その会社が所轄の税務署にも優秀な企業として表彰されるほどの企業であったんですけれども、残念ながら市の誘致の許可が出ずに、この話は取りやめになりました。詳しい理由はわかりませんが、多分大型開発の用地であったために、企業自体がちょっと規模が小さ過ぎたか、あるいは地場産業の企業でなかったか、あるいはこの</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 898 389 927">内橋議長</p> <p data-bbox="237 954 418 1043">内橋産業・建設部会員</p> <p data-bbox="268 1131 389 1160">生田委員</p> <p data-bbox="237 1187 418 1276">内橋産業・建設部会員</p>	<p data-bbox="448 315 1321 577">市のところでその対象にならなかったのか、これはいずれかのあれだと思っんですけども、このようにせつかく優秀な企業が進出してくるということで話があっても、現行の制度とか規定でがんじがらめになっておりまして、市の発展にとりましては大きな障害となっておるような気がします。</p> <p data-bbox="448 607 1321 808">このような例はほかにもたくさんあるかも知りません。できることなら、こういう規制緩和、あるいは特別措置を講じて、こういう進出企業に対してチャンスを与えるよう、ぜひお願いをしたいんですけども。</p> <p data-bbox="477 837 611 866">以上です。</p> <p data-bbox="477 896 671 925">はい、事務局。</p> <p data-bbox="448 954 1321 1099">西脇市商工労政課です。先ほど、この企業立地の件ですけども、今生田委員さん言われましたこの企業につきましては、多分私の思いは上比延の関係ですか。</p> <p data-bbox="477 1128 611 1158">そうです。</p> <p data-bbox="448 1187 1321 1449">その分につきましては今おっしゃいましたように、土地利用の関係で、県の方の許可がちょっとこの今おっしゃった企業の要望だけでは許可が下りないという。前々から企業が来られて、その企業の残りの土地の分だと思っんですけども、言われてる分は。</p> <p data-bbox="448 1478 1321 1861">その分につきましては、言われましたように規制がかかっておりまして、我々の段階ではどうにもできないというのが現状でございまして、ただ、条件的にはいろいろとこれはもうどういんですか、その会社の方にも我々お出会いをして、問題をクリアできるような条件を言ったんですけども、なかなかそのクリアするのは難しい問題でございまして、そういういろいろな事情がございまして、断念されたという経緯はございます。</p> <p data-bbox="448 1890 1321 1973">ただ、言われましたように我々といたしましては、やはり今言われておりますように、新産導入、新規の企業誘致につきまして</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
生田委員	<p>は、いろいろと努力しておるところでございます、ちょっと話はそれるんですけども、同じその横のところはこの来年3月にオープンされる企業あるんですけども、そういう形でできるだけ多くの企業も来てもらいたいようには努力しているんですけども、うまくいかんで、現行でどうしてもできないような条件でございますので、それは、お許しいただきたいということでございます。</p> <p>5丁も6丁もあるその用地を、全部埋めるといような大きな企業は、まずこの不景気の時代には無理かと思っておりますので、小さな企業が寄り集まってでもその分をカバーするという、そういう施策も今後十分考えていただいて、門戸を広く広げておいていただきたいというふうに思います。</p> <p>それと、ベンチャービジネスの育成とか新規産業の導入は、もう今後の市の、振興を左右するほどの大きな要素を持っておりますので、今後とも慎重にそういう話を取り入れていただいて、前向きな施策、振興をお願いしたいと思っております。お願いします。</p> <p>以上です。</p>
内橋議長	はい、ありがとうございました。小林委員。
小林委員	<p>関連でございますけども、これは合併に限りませず、全国どこの地域でも新産業の導入であるとか、企業立地奨励とかいうことは言っておられますので、並みに、普通のことをやってたんでは多分企業としては来るだけのメリットがないというふうに思います。三重県の関市、シャープの例を出すまでもなく、やはり一味違った、よその地域より進んだ制度をぜひお願いしたいというふうに、特に希望したいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
内橋議長	はい、ありがとうございました。ほかにございませんか。はい、東野委員。
東野委員	12ページ、商工・観光イベント等のところいろいろイベント等あるんですけども、前回公共的団体等の取扱いについて協議さ

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>れました。各市町の独自性、実情を尊重し合いながら調整に努めるというのが合意されたんですけども、この六つのイベント以外にも観光とか商工に協賛した行事もたくさんございます。その中、ほかのイベント、行事につきましても、話し合いの中で調整を図っていただきたいと思います。</p>
<p>内橋議長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>藤原事務局長 補佐</p>	<p>いろんなイベントがございます。委員さんおっしゃるとおりいろんなイベントがございますけれども、これは事務調整の中でそういった形で関係する協賛、また後援するそういったイベントにつきましても、どういった取扱いをするのかというような事業のすり合わせも行っておりますので、そういった中で調整をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>内橋議長</p>	<p>ほかにございませんでしょうか。ないようですので、採決をいたしたいと思います。お諮りいたします。協議第37号各種事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p>
	<p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、協議第37号各種事業（商工・観光関係事業）の取扱いについては、原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p>次に、協議第38号各種事業（建設関係事業）の取扱い（その1）について、事務局より説明願ひます。</p>
<p>藤原事務局長 補佐</p>	<p>それでは、続きまして協議第38号について、説明をいたします。資料の14ページをお開きいただきたいと思います。各種事業（建設関係事業）の取扱い（その1）について。</p> <p>（1）公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>（2）公営住宅使用料の算定基礎については、新市において速やかに統一する。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>(3) 住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画については、現行の計画を基本に、新市において策定する。</p> <p>(4) 都市計画区域の指定については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 都市計画決定を行った道路、公園及び土地区画整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(6) 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市の総合計画に基づき新市において策定する。</p> <p>ここで、恐れ入りますが資料の訂正をお願いいたします。16ページをお開きいただきたいと思います。公営住宅の現況のところでございますが、黒田庄町の欄で特定公共賃貸町営住宅の家賃最低という欄がございます。8万600円を6万3,500円に訂正をお願いいたします。</p> <p>それから、もう1か所ございまして、20ページをお願いいたします。20ページの公営住宅関係法令というところがございます。その公営住宅法第1条の中ほどに、住宅に困窮する「定額」所得者というところがございます。この「定額」のところは低い額の「低額」でございまして、誠に申しわけございません。訂正をよろしくお願いいたします。</p> <p>戻っていただきまして、16ページでございます。まず、公営住宅につきましては、西脇市に699戸、黒田庄町に76戸あります。この合計775戸の公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>次に、公営住宅の現況として各団地の建設年度、構造、家賃等を一覧表にしておりますが、公営住宅使用料の算定基礎につきましては、公営住宅法の第16条に基づき入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数、その他の事項に応じ、政令で定めるところより事業主体が定めるところであります。</p> <p>公営住宅使用料の算定につきましては、市町の立地条件による</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>係数や公営住宅の場所、また利便性による係数を調整し、新市において速やかに統一することといたします。</p> <p>18ページをお願いいたします。西脇市公営住宅ストック総合活用計画ですが、市営住宅の老朽化や少子高齢化の対応策として、的確な市営住宅の供給を目的に、平成12年度に策定されたものでございます。黒田庄町住宅マスタープランは、地方定住促進に資する住宅供給や福祉施策と連携した住宅対策の促進等を目的に、平成10年度に策定されたものでございます。新市における住宅計画につきましては、若年層を中心に定住を促進するとともに、多様な世代の暮らしを支える居住環境の整備を進めるため、現行の計画を基本に新市において策定することといたします。</p> <p>次に、都市計画区域ですが、西脇市は東播都市計画区域という名称で、広域都市計画区域として昭和46年に兵庫県が指定をしております。黒田庄町は、都市計画区域の指定を受けておりません。都市計画区域の指定については、現行のまま新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>次に、19ページ都市計画道路、公園等ですが、都市計画道路は16路線、都市公園21か所、緑地3か所、土地区画整理事業2事業につきましては、現行のまま新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>次に、西脇市緑の基本計画ですが、これは緑地の適正な保全及び緑化推進に関する措置として、主に都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するためのものでございます。</p> <p>また、23ページに記載をしておりますが、都市計画マスタープランとは、快適で望ましい将来都市像に向けたまちづくりを進めるために、市町村の総合計画に即して、住民との合意形成を図りながら、都市整備の目標を明らかにするもので、策定が急がれ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>ております。この二つのプランについては、地域の特性に配慮し、自然環境、都市環境と調和した土地利用を促進するため、新市の総合計画に基づき、新市において策定することといたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、協議第38号各種事業（建設関係事業）の取扱い（その1）について、説明が終わりました。ただいまの協議第38号について、ご質問、ご意見をお受けいたしたいと思います。何かございませんか。はい、宮崎委員。</p>
宮崎(正)委員	<p>黒田庄町の宮崎ですが、調整内容の4項目めの、都市計画区域の指定についてのところなんです、これは先ほども企業誘致等のところで大きな問題だと言われてましたとおり、規制緩和がやっぱり望まるところがございますので、新市発足時に先ほどの項目とあわせてこの都市計画区域の指定については、新市にそのまま引き継ぐとあるんですが、これも重要な検討課題だと思われるので、新市発足時に再検討等の余地があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
内橋議長 宮崎産業・建設部会員	<p>はい、事務局。</p> <p>西脇市の都市整備課でございます。今、おっしゃましたように土地利用、とりわけその今でいう私どもの東播都市計画の中では、線引きということを県のマスタープランの位置づけの中でやっております。</p> <p>そういう中で、非常に厳しいということも一方の声である中で、土地利用については、まずその地域住民にとってよい環境、住みやすい環境ということが大前提になるわけでありまして。</p> <p>そういう中で、最近における我々のような地域においては、人口の減少とか経済の衰退とかいうふうな中で、地域住民がいわゆる土地利用を定めていくことによって、今後その調整区域のいわゆる一部住居にすべきところ、それからこの地域、この区域につ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>宮崎(正)委員</p> <p>内橋議長</p> <p>三谷委員</p>	<p>いては工業を立地してはどうかというふうな意見を聞く中で、正規の手續を踏むことによって、そういうことも可能というふうな県の制度、都市計画条例の制定に基づいて、そういうような制度もできておりますので、そういうことも踏まえながら今後考えていくということにいたしております。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>はい、三谷委員。</p> <p>黒田庄町の三谷です。特に、今関連ではないんですけども、それから資料の中で新市都市計画の中での、一体的なまちづくりの中で調査研究を行うとあるわけですけども、例えば農業振興の段階の中で、やはり我々は48年に農業振興地域の指定を受けた黒田庄町全体の中で農業の行政に、今日までそういう一つの農業振興にやってきたわけですけども、今後この問題が例えば調整区域、市街化調整区域とかこういういろんな形で進行していくだろうか、それとももう将来的にやはり新市の中においても農業振興地域としての指定を存続して、農業振興になるかというふうな、そういうある程度の、まあ言うたら考えがあるわけですけど、そこらの点をお尋ねしたいと思いますのでよろしくお願いします。</p>
<p>内橋議長</p> <p>宮崎産業・建設部会員</p>	<p>はい、事務局。</p> <p>西脇市の都市整備課でございますが、当然のことながら今おっしゃるとるように、農振地域においては、当然農業投資をして健全な農業経営を行うというふうな地域、そういう中で土地利用においては保全すべきは保全する、それから適正な理由によって緩和すべきところについては緩和するという考えでございますので、当然のことながら今のような状況の、いわゆる農業の保全地域、それから森林の保全地域いうことを十分考える土地利用をやっていくというのが、土地利用の考え方でございますので、当然のことながら、一部そういうふうな調整すべきところがあって</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
三谷委員	<p>も、やはり農政サイドの意見を十分聞く中で、見直しということになってきますので、あくまでも農地として保全すべき地域については現状のままでいくということでございます。</p> <p>ひとつの、やはり今後の課題として、新市の中でどういうふう に農業を振興していくかということも、一つの基礎工業とあわせて 大事な問題だというところをしておりますので、一つその 点、今後新市のマスタープランの中でも農業の振興ということ をぜひとも踏まえて、市街化での調整区域とかそういうことを踏ま えた中でお考えいただきたいと思いますので、よろしく願いま す。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
内橋議長 東野委員	<p>はい、ほかにございますか。東野委員。</p> <p>すみません、2点、15ページの(3)なんですけども、黒田 庄町の住宅マスタープランを、西脇市が公営住宅総合ストック活 用計画を策定している。18ページ、20ページ、23ページの 説明があるんですが、この違い、もう少し説明していただき たい。</p>
内橋議長 丸山産業・建 設部会員	<p>また、この中に財政も含まれるんでしょうか。また、新市にお いてもストック活用計画に移行していくんでしょうか。</p> <p>はい、事務局。</p> <p>西脇市の建築課でございます。今、西脇市でございますが、公 営住宅ストック総合活用計画を策定しております。これについま しては、市営住宅のみの計画でございます。現在市営住宅の老 朽への対応とか、少子高齢化、またそういうことにつきまして対 応してきたものでございます。</p> <p>財政関係につきましても、現在ストック計画で財政計画を立て まして、それに基づきましてこの15年から日野ヶ丘団地の、老 朽化の建てかえられている状況でございますので、西脇市につ きまして市営住宅のみの計画でございます。よろしくご理解のほど</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>東野委員 内橋議長 丸山産業・建設部会員</p>	<p>をお願いします。</p> <p>そしたら、この新市において。</p> <p>マスタープラン。</p> <p>マスタープランでございますが、黒田庄町におきましては住宅の総合的なマスタープランをつくられておりますので、西脇市につきましては総合的な住宅マスタープランは計画してございませんので、新市につきまして住宅総合計画マスタープランと、黒田庄町でのマスタープランを加味しまして策定したいということでございます。よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>内橋議長</p>	<p>はい、よろしいですね。ほかにございませんか。はい、宮崎委員。</p>
<p>宮崎(正)委員</p>	<p>調整内容の1項目から3項目、すべてトータルでのことなんです。先ほどこの負担等はよく、十分理解できるんですが、この公共住宅に関しても、今現在の財政に対する、その辺のこの経常収支とか、減価償却等を含めての状況をちょっとお尋ねしたいんですが、お願いします。</p>
<p>内橋議長 丸山産業・建設部会員</p>	<p>はい、事務局。</p> <p>西脇市の建築課長でございます。西脇市だけを申し上げますと、現在699戸、約700でございます。15年度ですと、使用料としまして約1億260万円ぐらいでございます。それで、あと補助がございまして、家賃の収入の補助とか、それから家賃の対策料等が、これは国からの補助金でございます。これが約1,500万でございます。その他いろんな手数料とかそういうものがございまして、雑入が1,100万ございまして、歳入合計としましては1億2,900万でございます。</p> <p>歳出につきましては、この収入に対する償却処分としましていろんな項目がございましてすけれども、大きい項目につきましては公債費、借金でございますが、これは建設の起債でございますので借金等でございます。約8,000万ぐらいございまして、最</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 宮崎(正)委員</p>	<p>最終的に歳出は1億2,900万でございますので、差し引きとしましては約37万9,000円マイナスということが15年度でございます。</p> <p>前年度におきまして、ほぼ100万のプラスとかその推移できてますので、プラスマイナスゼロの状況でございますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>はいどうぞ、宮崎委員。</p> <p>ちょっと十分わかりませんが、その辺の減価償却は含んでない金額の、今のところですかね。</p>
<p>丸山産業・建設部会員</p>	<p>これにつきましては、建設費につきまして借金してますので、その起債が8,000万でございますから、減価償却を行ってません。</p> <p>その修繕とか、いろいろもろもろの金額もこの歳出の方で含まれておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。</p>
<p>宮崎(正)委員</p>	<p>はい、わかりました。それで、このように見させていただきますと、安定した住宅供給とか大変市民、住民にとっては大切なことで、どんどん進めていただきたいと思うんですが、それを進めるがゆえに財政の圧迫につながるということも考えられることが多々あります。</p> <p>そういった意味で、安定した住宅等を供給するというのは、この負担は押し進めていただきたいんですが、相対的な考え方として純然たる公営住宅という形でしか方向性を見られていないのか、それとも民間の活力等を利用して収益につながっていきけるような住宅提供等の考え方もあると思うんです。その辺のことを、十分、今後住宅供給に関しては検討の価値があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
<p>丸山産業・建設部会員</p>	<p>西脇市の建築課でございます。今、委員ご指摘のとおり、国の施策によりましては、今まで公営といいますか、市町で住宅を建設し、そこで賃貸をとり、貸すという形が主でございましたけれ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ども、やはり民活ということが言われまして、民活を使いましてそこに住宅施策してもらおうと。その収入額の多い方は、民活の方にアパートに移っていただくと。収入、困窮者につきましては、公営住宅を維持するという形でございますので。</p> <p>ただ1点、今現在私ども700、それから黒田庄町76ありまして、急に減らすことはできない状況でございます、それにつきまして今県民局にもお願いしているんですけど、民間住宅に入れるように、そのための補助金といいますかね、建設費等もろもろの償却費を民間住宅へ入りまして、そこにも補助金を当てる。そういう公営住宅を少なくするという形の方向には進んでいくんですけども、現実的には補助金はいただいてない状況でございます。</p> <p>ただ、今みたいな方向へ進んでますので、これからも私ども、県の方に、そういうことへの施策を要望し、また市町のそういった状況ですので、よろしくご理解のほどお願いいたします。</p>
宮崎(正)委員	<p>当然のことですけれども、合併問題に関して財政改革というのが大きな柱になりますので、この項目に関しましてはまだまだ検討していく余地があると思いますので、十二分なご協議の方、また検討をお願いしたいと思います。</p>
内橋議長 藤原委員	<p>はい、藤原委員。</p> <p>18ページなんですけれども、調整が出てますが、都市計画区域は新市にそのまま引き継ぐいうようになっとるんですが、黒田庄町の場合は都市計画区域外とします。これは、自由に家が建つわけですか。その辺はどないんですか。</p>
内橋議長 吉本産業・建設部会員	<p>事務局。</p> <p>黒田庄町企画振興課吉本でございます。今の質問でございますけれども、黒田庄町は都市計画区域外でございます、調整区域の区域外でもありますので、家の分につきましては建築確認とかいうこともありますけれども、家は建つということです。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
藤原委員	<p>農振以外のね、農振のことを扱うんやったらわかりますけれども、そしたら西脇市のこの調整区域というのは、全くこれ手がかんいう状態で今きてますわな。いろいろと話に出てますけども、ある程度弾力的に運用されとるいうところがあるんですけどもね、これ大きな差が出ると思いますけど、こんなことでいいんですかな。</p>
内橋議長	<p>はい、事務局。</p>
宮崎産業・建設部会員	<p>西脇市の都市整備課でございますが、今全国的に合併問題が進んでおります。そういう中で、私も都市計画については国が示しますいわゆる都市計画の方針というものがございまして、そういう中で本来合併することによって、一体的な土地利用を考える中でどうするんかということがある一方、今合併問題のこの場合においては、それぞれ全国的にも都市計画を定めていくところ、それから別件の全然、私どもは線引き都計というものをやっておりますが、中町のように未線引き都市計画区域もあります。</p> <p>それから、いわゆる単独、まあ中町も単独都市計画なんですけども、そういう中では合併することによって、一体的な土地利用を考える中で、都市計画をすることが望ましいけれども、そういうふうな経過等がある中で、そういう困難な場合については、現状のままで新市に引き継いでもいいというふうな方針の中で、私どもが判断させていただいたということです。</p>
藤原委員	<p>それやったらね、西脇市、まあ一緒になりますわな。合併しますわな。合併したときに、旧西脇市、現在の西脇市、調整区域は全くアウト。それで、黒田庄町の方はもう自由につくれるようになりますと。こういうことですか、結果は。これは余りにもちょっと具合悪いんと違いますか。ちょっと私ようわかりませんわ、その辺は。</p>
内橋議長	<p>事務局。</p>
宮崎産業・建設部会員	<p>先ほども言いましたように、土地利用につきましては、まず住</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
設部会員	<p>んでいらっしゃる住民の方がどういう環境で住むことが一番望ましいかということでございまして、黒田庄町においてはそれぞれの判断によって現在の都市計画区域外の土地利用をされています。</p> <p>そういう中で、今県の方の指導の中では、この今あるのは開発的な圧力が強くなることによって、住環境が損なわれるというんですか。そういうことで、県条例で例えばそういうような土地利用の制度も、各黒田庄町の適用になるような、今形できおりまんで。</p>
藤原委員	<p>それはわかるんですよ。合併したときにね、旧黒田庄町、旧西脇市、これ同じようにしていかなんだら、具合が悪いんと違うんですか言いよるんですわ。</p>
宮崎産業・建設部会員	<p>今、西脇市が全部東播都市計画区域に入っているといった感を持たれてますが、西脇市においても住吉、中畑については東播都市計画区域外でありまして、黒田庄町と同じような条件できております。</p>
藤原委員	<p>ある一部だけということですね、それやったら。</p>
宮崎産業・建設部会員	<p>そうですね。</p>
藤原委員	<p>まあ今の時点ではちょっと私ようわからんです。</p>
内橋議長	<p>ほかに。はい、三谷委員。</p>
三谷委員	<p>今、藤原委員さん言われる状況なんですけど、事務局の方から説明があったわけですけども、黒田庄町自体がこれ現況としては都市計画外ですので、現況でこれで僕はいいと思います。現況としてはそういうことだと思っんです。</p> <p>ただし、今後の都市、新市のまちづくりの中で農業振興の地域として力を入れるような方策を立ててくださいよという願いをしたわけですので、あくまでもそういうことで、黒田庄町自体が農業振興という形の中で農政にも力を入れ、いろんな状況を踏ま</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>えて農産物の地場というふうな形で力を入れてきておりますので、そういう意味をもって今後も新市においての地域の農業振興地域いうものを重視して支えようというような、要望いうかね、そういう形をお願いしたということですので、ご理解いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>ほかにございませんか。ないようでございますので、採決をいたしたいと思っております。お諮りいたします。協議第38号各種事業（建設関係事業）の取扱い（その1）について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、協議第38号各種事業（建設関係事業）の取扱い（その1）については、原案のとおり決定をいたしました。</p> <p>ここで、15分間ちょっと休憩をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">午後 3時03分 休 憩</p> <p style="text-align: center;">午後 3時16分 再 開</p>
内橋議長 藤原事務局長 補佐	<p>それでは、皆さんおそろいですので、会議を再開いたします。次に、議案第39号各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）について、事務局より説明願います。</p> <p>それでは、協議第39号について説明を申し上げます。資料の25ページをお開きください。</p> <p>各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）について。</p> <p>（1）上水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>（2）簡易水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>(3) 水道料金については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。</p> <p>(4) 給水加入分担金については新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p>(5) 検針及び料金徴収については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p>26 ページに平成 15 年 3 月 31 日現在の両市町の上水道施設及び業務の概要を記載しております。27 ページに、上水道の給水区域を記載しております。</p> <p>ここでたびたび恐れ入りますが、資料の訂正をお願いいたします。西脇市の給水区域の欄で一番下の行でございますけども「比延町」の次に「上比延町」を追加していただきますようお願いいたします。誠に申しわけありません。資料の訂正をお願いいたします。</p> <p>この給水区域ですが、西脇市は芳田地区を除く区域、黒田庄町は全区域が上水道の区域でございます。上水道事業及びその給水区域は現行のまま新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>次に、簡易水道事業ですが、西脇市のみの事業で、給水区域は芳田地区の全域でございます。簡易水道事業についても現行のまま新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>次に、水道料金でございますが、28 ページに料金表を記載しておりますのでごらんください。一般の家庭用は大半がメーター口径 13 ミリでございます。西脇市は全体の 82 %、黒田庄町は 96 % を占めております。下の計算例のところに書いてありますように、1 か月 30 立米使用した場合、西脇市は 3,550 円、黒田庄町は 6,100 円とかなりの差異がございます。黒田庄町は下水道整備にあわせて排水施設の改良や浄水場の改良整備に伴い、平成 12 年度に料金改定がされました。</p> <p>一方、西脇市の現在の料金は平成 3 年度に改定されたものでご</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ございます。水道料金は、当分の間は現行のとおりといたしますが、新市において住民サービスの格差是正の観点から、段階的に調整することといたします。</p> <p>次に、29ページ加入分担金は、メーターの新設等をした際に、新設工事の申込者から一時金として徴収する負担金でございます。メーターの口径ごとに金額を定めておりますが、一般家庭の13ミリで西脇市が6万円、黒田庄町が4万5,000円と差異がございます。この加入担金は、新市発足時に西脇市の例により統合することといたします。</p> <p>次に、検針及び料金徴収でございますが、西脇市は各月検針、各月徴収でございます。黒田庄町は毎月検針、毎月徴収を行っております。検針及び料金徴収については、経費の削減と事務の簡素化の観点から、新市発足時に西脇市の例により統合することといたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>内橋議長 はい、議案第39号各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）について、説明が終わりました。ただいまの協議第39号について、ご質問、ご意見等をお受けしたいと思っております。何かございませんか。はい、北脇委員。</p> <p>北脇委員 黒田庄町の北脇です。この問題については、私も議会の委員会の中でもいろんな意見を聞いて、いわゆる料金の格差というのはね、こういうようなことを思いますし、今ここで考えられないかというのはですね、1市になるねんから、黒田庄町において西脇市の今後の水道の設備について、もう少し県水を西脇市は水が足らん。その県水を購入するとか、そういう事業があるっちゃうのも聞きますしね、もうここでは1市になるんだからですね、黒田庄町にはまだ若干水道の、いわゆる給水についてはゆとりがあると、私は思っています。</p> <p>そういう中で、この問題については1市でやっぱり計画を立</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 杉本上下水道 部会長</p>	<p>てて、なるべく1市、市民に格差が出ん方法をやっぱり考えてもらいたい。これは要望として両企業課にどうしても、ちょっとこれは言い過ぎかもわかりませんが、当分の間はいわゆる地域総合事務所で、それから西脇市は企業課がかなり大きな課になると思うんですが、縄張り意識を捨ててですね、ここは一番ね、やっぱり思い切った計画案を立てても、格差のないように、これはもう早急に、この問題については力いっぱい協議して考えてもらいたいと。</p> <p>それで何年もですね、合併はしたけれども何年も市民が片方は高くて、片方は安い、そういうような不満は必ず出ると思いますので、ここはまあちょっと一遍、まあ私難しいことわかりませんが、その計画とかそういうのがあったら黒田庄町は黒田庄町独自に答えてもろたら、一番、非常にうれしいと思いますが。</p> <p>はい、事務局。</p> <p>上下水道専門部会の部会長をおおせつかっております西脇市下水道部の杉本でございます。</p> <p>専門部会での協議内容を踏まえてお答えをさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>先ほど委員もおっしゃいましたように、確かに1市になれば当然水道料金は同一にすべきであるというのが基本的なスタンスです。ただ、おわかりのとおり水道事業と申しますのは、独立採算、要するに独立採算で行えというように企業会計の処理をいたしております。と申しますのは、やはりその中で運営するのはすべて事業化、水道のお客さん料金で営みなさいよという現況になっております。</p> <p>先ほどの事務局からの説明にもございましたように、黒田庄町は、平成12年度には大きな設備投資の結果、大幅な使用料金の改正がされた。西脇市におきましては、平成3年度以降水道料金の改正は行っておりません。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>そして、水道の両市町の専門部会の中で、この料金どうすべきかという協議の中で、少なくとも依然として黒田庄町の水道料金は下げるわけにはいかないというのは、やはりこの黒田庄町の水道料金を設定の際には、それなりの事業を試算されてこの料金を出しておられます。</p> <p>これは、ちなみにこの資料でありますと26ページをお開きいただきたいというふうに思います。この現況の中の、26ページの一番下、西脇市、黒田庄町どちらにおきましても、給水原価の欄でございます。一番下、給水原価、西脇市が161.62円、そして黒田庄町側が226円82銭と。これがまさしく水道をするのに、水をつくり出すのに必要な水道料金を試算したものであります。</p> <p>これによって料金を設定しておりますので、黒田庄町料金を下げるということになりますと、水道事業会計が成り立たないということで、当分の間は別料金にしたらいいと。</p> <p>その期間等でございますが、いつまでもやはり委員おっしゃるように未来永劫料金格差というのは、当然そういうわけにはまいりません。</p> <p>ただ、本市におきまして先ほども事務局申し上げましたように、西脇市におきましては今年度中に大きな設備投資の事業計画策定中でございます。これは、これから西脇市の市議会の方にお諮りをして、決定をしていくわけでございますが、それはまだ具体化しておりませんので、今この時点で西脇市の水道整備事業計画はちょっと申し延べ難いということについてはご理解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>段階的に調節する方法でございますが、これはまず西脇市の将来に渡る事業計画に基づきまして、西脇市の水道料金を徐々に上げていかざるを得ないのではないかと。これにつきましては、過般の西脇市の市議会の特別委員会のときにも現実を申し述べまし</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 北脇委員</p>	<p>たんで、この調整というのは値上げをするというように申し上げます。</p> <p>事実、現時点ではこういうことでございますので、ご理解をいただきたいというように思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、北脇委員。</p> <p>いやまあ、そんなん出とるという意見でございます。それも含めてね、それも含めてこの料金改定とかそれはもうわかっていますかな、はっきり言うて、もう上げるとか下げるとかいうのはね。せやから、今お願いをしとるのはね、例えば黒田庄町の給水については若干まだ余裕があるのでですね、今後の事業計画の、これ要望としときますわ。</p> <p>事業計画についてもね、黒田庄町を含めた、何も管つないだらええんやからね、わかりやすうに言うたら、管をつないで、いわゆる黒田庄町の方にも、給水、私も産業建設、私も委員長しよったから、これこういうことについては非常に値下げするのも、値上げするのも非常にきちっと勉強しましたんでね、はっきり言うてその線引きのことも。せやから要望しとるわけ。黒田庄町について、今後、西脇市の事業の計画の中に黒田庄町のものを含めて、これはやっぱり非常に有効に使うていただきたい。</p> <p>そしたら、かなりその設備投資が下がるということは、水道料金が跳ね上がらないということなんでね、そのらも要望しときます。</p>
<p>内橋議長 東野委員</p>	<p>はい、東野委員。</p> <p>関連なんですけども、水道料金、当分の間現行どおりという、この当分の間とは何年とかどのような想定をされて当分の間と表現されているんでしょうか。</p>
<p>内橋議長 杉本上下水道</p>	<p>はい、事務局。</p> <p>上下水道部会でございます。あえて、今回の調整内容といたし</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
部会長	<p>まして段階的に調整するという、例えば3年とか5年とか10年とかいうのをあえてつけなかったのは、先ほども申し上げましたように、西脇市の事業計画がございます。それはまだ確定しておりませんので、財政計画等についてまだ計画も確定しておりません。それを見ながらということで、あえて段階的にというような文言にさしていただいておりますが、その点ご理解よろしくお願ひします。</p> <p>以上でございます。</p>
内橋議長 宮崎(正)委員	<p>ほかにございませんか。はい、宮崎委員。</p> <p>黒田庄町の宮崎ですけども、先ほど北脇委員が申されましたように、市民、住民の意識から言いますと、公共料金が合併に伴って上がるんか下がるんかというのが、やっぱりこの水道料金を目安にやっぱりよく考えられているというのは事実だと思うんです。一番目に付きやすいところですので。ですから合併にともなって西脇市民の方にも、ある程度西脇市民の方にも極端な値上げ等が発生しないように考慮していただきたいなと思っております。</p> <p>それと、調整内容の4項目めの加入分担金についてなんですけど、これに関しては西脇市の例により統合すると明記はあるわけですけども、この加入分担金の、29ページですね、この29ページの加入分担金の格差というのが極端にございます。これは、西脇市の現行の分担金に統合するように記入がされているんですけども、この西脇市さんの方で今査定されているこの金額、分担金が適正価格なのかどうなのか、それをちょっとお尋ねしたいと思うんですが、よろしくお願ひします。</p>
内橋議長 杉本上下水道 部会長	<p>はい、事務局。</p> <p>上下水道部会長でございます。先ほどの、分担金の金額の件でございますが、まずこの分担金と申しますのは、なぜこの分担金を取るかということでございますが、この定義といたしましては給水装置、新しく水道等を新設したり、あるいはまた口径を増や</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 宮崎(正)委員</p>	<p>したりとする際に、当該の申込者の方からいただく負担金でございます。</p> <p>その目的と申しますのは、やはり今まで入っておられた方の、それからこれから新しく入られた方との、負担の公平とか、あるいは今適正な負担をしていただくというような趣旨でもって負担金をいただいているものでございます。</p> <p>さらに、水道財政基盤、要するに市町はお金をいただくという趣旨でこの分担金をいただいとるわけでございますが、この西脇市が給水分担金を取った積算根拠でございますが、これにつきましては水道水に係る事業費を口径別、13ミリ、20ミリ、25ミリ、あるいは一番大きいのは100ミリという、これは流量比で計算をいたしております。これは、ほぼただ単純に流量比だけではないんですけども、それにそれなりの近隣の市とのバランス等を考慮しながらこの金額を設定いたしておりますので、町の方とは私も対比しておりませんが、北播地域内の小野とか加西とか三木等の中におきましては、今現状では若干安いというような料金となっておりますのでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、宮崎委員。</p> <p>これが、一概に各市町村の具体的な金額だけで比べられないというのは重々承知なんですけど、やっぱりその地域によっての水道施設等、また県水の購入額等、多種多様でありますのでそれはわかるんですが、特に先ほどからずっと関連しております開発等に関する事企業誘致に関しましては、やはり50ミリ以上の加入分担金等が発生すると思うんです。</p> <p>ですから、ここで同一単位の50ミリを今現行で見比べましたら、西脇市さんの場合で170万、黒田庄町さんの場合で95万と、およそ倍の金額が出てきます。ですから、この辺も検討余地に入るのではないかと思いますので、これはもう西脇市の例によ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
杉本上下水道 部会長	<p>り統合するではなくして、何らかのまだ協議の余地があるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>上下水道部会でございます。先ほどのご意見では、分担金の50ミリが今現状黒田庄町に比して西脇市は非常に高いので、西脇市に統一するということでは問題があるのではないかと。その理由としては、やはり企業誘致等に際して、その費用がこの水道の分担金が高いから来への違うんかというような趣旨と受け取ったわけなんです、企業誘致等の関連でございますと、冒頭、私説明させていただきましたが、水道事業というのは独立採算による受益者、お客様からの費用に基づいて行っている事業でございますので、慈善事業でも、あるいはそういう事業ではございませんので、そういうような企業誘致に際して、必要な際には、やはり一般会計の方からそれなりの措置というのは、検討いただいて、可能であればそういう他会計からの融資に対する奨励資金的なものを、水道会計の方へいただいて、対応していくというのが基本的な水道事業のスタンスでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
内橋議長 宮崎(正)委員	<p>ありがとうございます。はいどうぞ。</p> <p>開発等に関しての一例をお話させていただいただけで、これほどの格差が発生しているということは、何らかの検討ないし協議の余地があるのではないかという、そういう意見ですので、ご検討いただければと思うわけでございます。</p>
内橋議長 東野委員	<p>はい、東野委員。</p> <p>黒田庄町の東野です。水道で、今開発地で水道が通ってない黒田庄町でいいますと、門柳とか石原、開発地がございます。そういう中、黒田庄町を単独では困難で、新市において計画が立てていただけるんでしょうか。そういう方向性を既にお持ちなんですか。</p>
内橋議長	<p>はい、事務局。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
杉本上下水道 部会長	<p>上下水道部会でございます。先ほどの、門柳等でないなるんかということにつきましては、やはり現行、西脇市の今の水道条例の中では、開発協議の中で、門柳で何なされてるかわかりませんが、そのときにきっちり協議ををいたしまして、その水道を引く際には開発業者が負担をしていただいて、そしてその施設については水道事業の方へ記録をするということで対応をいたしております。</p> <p>今後につきましては、新市合併後につきましては、やはり大きな調整事項になりますので、地域にはかかわらないでございますが、基本的には黒田庄町さんがどういう具合にされたんかということはちょっと聞いておりませんが、西脇市は現実的にそのような開発者負担で対応しておるといこと、ご理解をいただきたいと思ひます。</p> <p>以上でございます。</p>
内橋議長 東野副会長	<p>はい、東野委員。</p> <p>すみません。先ほど、部会長の方から回答ありましたけども、本町においても基本的には新しく開発が行われる場合、事前協議の中で水道を引いていって、そういうふうな部分の費用負担については、原因者、開発業者が持つという、こういう形で基本はなっています。それは、個人であっても開発業者であっても同じです。</p> <p>ただし、今回東野委員さんが言われました門柳の奥でありますとか、それから石原の野尾谷の奥、こういう分については事前のそういった協議なしに、山林分譲からもう先に開発が順次もうされてしまったと、そういうふうな中で今起こってきてるということで、原則は下水道であれ、上水道であれ、新たな負担を掛けるということなしに、その方たちの負担というのが原則です。</p> <p>ただし、もう既にこういうような状態はもうこういう形で起こってますから、それについて特別な話での対応というのは、今後</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>考えていけないといけないということで、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>それと、ちょうどいい機会ですので、今部会長の方から述べました黒田庄町の方の料金と、それから西脇市の大きな格差があります。これは、当然新市になった場合だったら、同じ会計になるわけですから、一律にしていくというのが基本だというふうに言われる黒田庄町の方もたくさんいらっしゃいます。けれども、どうして基本料金、黒田庄町の場合は2,000円で西脇市の場合が1,350円、このままで据え置いたかということについて、ちょっと今行政を預からしていただいている者として少し述べさせていただきたいというふうに思えます。</p> <p>私は、やっぱりいい合併をこの際、絶対にすべきだという形で思っています。それは、住民の方にとってみれば公共料金が上がるということは大変大きな問題です。けれども、黒田庄町にとってみれば、この間大きな議論をいただいて、企業会計ですから黒田庄町の三つの水源地を守る。そして、その水をきれいにしていく、また水道管を半永久的なものに、下水道の整備とあわせてすべて入れかえをする。こういうふうなことをさせていただきました。</p> <p>そういうふうな点では、黒田庄町はまもなく終わる大伏の水源地の膜処理が终れば、多分全国の一番の上水道としては、いい水を安定的に供給できる状態に持っていったというように思っています。けれども、たかだか8,000人足らずの住民の方々がそれを支えるわけですから、当然料金としては高くなるという、これはもう当たり前のことで、そういうふうな財政計画の中で、基本料金2,000円という形の部分で、平成12年度、様々な議論がある中で了解をいただきました。そういう中、黒田庄町の住民の方は、それは必要なことだという形で納得はいただいているわけなんです。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ですから、それを上げるっていうふうに言えばまた問題ですが、その状態、2,000円の状態が皆さんやっぱり納得を基本的にはしていただいている。</p> <p>じゃ、西脇市さんの場合は先ほどまもなく課題があるというそういう中で、けれども安定的な水を、それからまたより質の高い水を地域の方に供給をしていこうと思ったら、よりこれから投資ということが必要になるだろうというふうに思います。そういうような中で、最終的には一緒にはなっていくだろうと思いますが、今すぐに一緒にするということは、即市民の方の料金を上げる、黒田庄町の住民の方にとってみたら一緒になりますから、安くなるということで喜ばれるかもわかりませんが、まちの将来というふうに考えれば、そのことは必ずしもいいことではないということで、当分の間この料金でいくということが、いい新西脇になっていくんではないかと、こういうような点で考えてますので、ご理解いただきたいというふうに思います。</p>
<p>内橋議長 宮崎(正)委員</p>	<p>ほかにございますか。はい、宮崎委員。</p> <p>ちょっとくだいようなんですけれども、水道料金に関してはそういう形で当分の間の対応なんですけど、そしたら加入分担金に対してはどうして合併時に統合なのか、その辺の見解だけちょっとお願いします。</p>
<p>東野副会長</p>	<p>すみません。加入分担金を見ていただければ理解いただけると思うんですが、黒田庄町の場合は住民の方々の多くは、ほとんど13ミリと20ミリです。本町の場合は一番大きな事業主、水道事業主というのは、皆さん黒田庄町の方あまりご存じでないんですが、黒田庄町中学校です。2番目が向陽苑です。大きな口径を持っているところ。中学校いうたらそれぐらいのものが水道会計で、一般会計から学校に行って、そして学校からもらうという状態で、分担金の大きなものについては、ほとんど業者は使われていません。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ご存じのように、加古川沿いに水をたくさん使われる業者がありますが、ほとんど地下水、内部伏流水を使っていると、そういう部分があるんです。それで、加入負担金については西脇市の例に合わせる。黒田庄町の13ミリと20ミリの違いがありますが、13ミリは若干うちの方が安くて、そして20ミリについては若干うちの方が高い、そういうような中で市の例にならって問題がないんじゃないかというふうに判断をしました。これが理由なんです。</p> <p>けども、もう一方で宮崎委員さんが言われるように、今後新しいまちがどういうふうに企業立地をしていくのかという、誘致をしていくということについては、私は早急に議論をして、どなたか言われましたように、三重県の関市が全国に先駆けた、そういうふうなやり方をとってますけれども、新西脇市においてもさまざまなこういった企業誘致に向けた条例なり、また約束事っていうのはつくっていく必要があるだろうというふうに思います。</p> <p>そういうふうな点では、個々の加入分担金が基本的にぼっとこれを安くすることの方が企業立地がしやすいという形に、私対処しやすくなるだろうというように思っています。けれども、また部会長の言うとおりなんです。このことは、新しいこういったまちを一般会計で考えることで、高いけれどもこれを、この分担金を持たないと企業負担に、企業会計ですから一般会計の独立した会計ですね。皆さんの収入、また一般会計からの繰入金、それで基本的に成り立ってますから、そういうような企業立地で加入分担金を安くするというのであれば、一般会計からその分を補てんをしていく。</p> <p>だから、料金、分担金にしろ、料金としてはこれでいくけれども、企業誘致分のその優遇措置については一般会計から企業を通さずに渡しましょうという形にすれば、宮崎委員が言われている部分も了解になるんじゃないかというふうに思うんですが。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>ほかにございませんか。ないようでございますので、採決をしたいと思えます。お諮りいたします。協議第39号各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。</p> <p>よって、協議第39号各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、協議第40号各種事業（社会福祉協議会）の取扱いについて、事務局より説明願います。</p>
藤原事務局長 補佐	<p>それでは、協議第40号について説明をさせていただきます。</p> <p>資料の31ページをお開きください。</p> <p>各種事業（社会福祉協議会）の取扱いについて。</p> <p>（1）社会福祉協議会については、新市発足時に統合できるよう調整する。</p> <p>（2）社会福祉協議会への事業委託及び補助については、社会福祉協議会の事情を尊重し、新市発足時に調整する。</p> <p>35ページの関係法令をお願いいたします。社会福祉法第109条において、社会福祉協議会はひとつの市にひとつの社会福祉協議会というのが前提になっており、両市町の合併に伴い社会福祉協議会も統合の協議が必要になります。</p> <p>ご存じのように、両市町の社会福祉協議会はことし2月25日に合併協議会を立ち上げられ、新市発足時には統合できるよう協議をされているところでございます。</p> <p>次に、社会福祉協議会への事業委託及び補助でございますが、33ページに事業の種類ごとにメニューを掲載しておりますので、ごらんください。</p> <p>市町委託事業、市町補助事業及び独自事業は、両社協とも市町の福祉担当部局と調整しながら、特色ある事業を展開されており</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>ます。なお、独自事業の中の介護保険事業につきましては、西脇市の場合、市の福祉公社の事業として実施しております。ここにはメニューが上がっておりません。そういうことで、ここではメニューが上がっておりませんので、ご理解いただきたいと思ます。</p> <p>社協の合併協議会の中では、これらの事業につきましても、今後すり合わせをされる予定になっており、またその調整には両市町の担当職員も入ることになっておりまので、そのような中で社会福祉協議会の事情を尊重しながら、新市発足までに調整することといたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>協議第40号各種事業（社会福祉協議会）の取扱いについて、説明が終わりました。ただいまの協議第40号について、ご質問、ご意見をお受けしたいと思ます。何かございませんか。ないようでございますので、採決をしたいと思ます。お諮りいたします。協議第40号各種事業（社会福祉協議会）の取扱いについて、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。</p> <p>よって、協議第40号各種事業（社会福祉協議会）の取扱いについては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、協議事項は終了いたしました。</p> <p>それでは、次に次第の事前提案事項に入りたいと思ます。はい、どうぞ。</p>
北脇委員	<p>事前事項の提案事項に入る前に、私もこれ8回、1回目からこの協議会の委員として参加させていただいてるんですが、この協議会のあり方について一つだけ。これから当初から話してるように、いろんな大事なことが決められると思うんですが、その中で、まあ恥ずかしい話なんですが、黒田庄町の中から事務局に対</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>して個人名みたいなことを出してね、委員が自分らの考え。これは、私も議会を代表して合併委員会なりまちづくりなりして、かなり行政も、同じことやと思うんですが、理解をされようと思って努力してるんですが、これはまあそれはもう8,000人の住民の人に全部理解されとるといようなことについては、もうそれはできんという。</p> <p>その中でね、今後のあり方についてそういうような場合に、例えばこの協議会の委員の中で、個人的に私のように、北脇委員がこう言うたと、ことについてね、問題であるといようなことを事務局に詰められたんですね。</p> <p>これ協議して決定しよるねやさかいね、そういう具合になって、後戻りしたりこれが煮詰まったりするねやったらね。これはもう協議会としては私個人ね、これはもう非常に聞いて残念に思うしね、例えば議会であれば議会で詰められるけれども、せやけども個人名を出されて、あの人と言うたことについてどうやとかね、そういうような場合、今後これ大事な協議に入ってきますんでね、そういうようなときにはこの協議会の会の長としてね、協議会としてどういう対応をなさるのかね、やっぱりそこら辺までなったことは言うてもらわんと、これ個人名でなく、代表して出とるんやるけども、例えばあの人があない言うたことについては具合が悪いとかね、個人名で出されて、私の思わんことを言うとするでとかですね、そんなことを事務局に詰められたり、この協議会に詰められた場合はね、これもう協議できへんと思うんですね。</p> <p>それは、私もそんな偉そうに言うても、間違うたことを言いますしね、それで協議なさって決定していったらいいんですさかいね、せやからそれは間違うとることも言うたかもわかりません。はたから聞いとったら、私ようしゃべりますんで、しかしそういうことがあった場合、ほんまこの協議会としてどういう具合に</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>ね。これもう大事な局面に入ってきますんでね、そういう場合はどういう手続をとってどういう具合にするのかね、ちょっと一遍聞きたいですね。</p> <p>この合併協議会のいろんな意見は、当然これ議事録に作成はされますけれども、あくまでこの発言は自由でありまして、これ絶対その責任は問われるもんじゃないんですよ。もしそういうことがあれば、私も今聞き始めなんですけども、これは事務局の方へもきちっと指導をして、対応してまいりたいというように思っております。</p> <p>もう自由な発言をしていただくということでありまして、発言には何もその個人の責任はなしに、この全体としての思い思いの発言ですから、それはもうそういうようなことが事務局の方へ、詰めるというんですかいうようなことがあるようなことを今初めて聞かしていただいたんですが、今後そういうようなことがあった場合は、私の方できちっと対応させていただきたいと思えます。</p>
北協委員 内橋議長	<p>よろしいですか。</p> <p>はい結構です。</p> <p>それでは、次第の事前提案事項に入ります。事前提案事項につきましては、前回までと同様、今回この提案説明をさせていただきまして、次回にご意見をお聞きして協議することとさせていただきまますので、よろしくをお願いします。</p>
柳田事務局長 補佐	<p>それでは、協議第41号事務組織及び機構の取扱いについて、事務局より説明願います。</p> <p>失礼します。事務局の柳田でございます。ここからは、私の方から提案説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、協議第41号について、資料の1ページをお願いいたします。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>事務組織及び機構の取扱いについて。</p> <p>(1) 新市の事務組織及び機構については、「新市における組織・機構の整備方針」を基本とし、その趣旨に沿った組織・機構を構築する。</p> <p>(2) 支所（黒田庄地域総合事務所）については、合併前の黒田庄町の区域を所管区域として、日常必要な住民サービス業務と地域振興の拠点としての業務を任務として整備する。</p> <p>3 ページをお開きください。この協定項目につきましては、「新市の事務所の位置」の協定項目で、本庁は西脇市役所、黒田庄町役場は当分の間、新市の支所（地域総合事務所）として確認いただいたことを基本に、専門部会を中心に検討し、「新市における組織・機構の整備方針」を次のとおり決めました。</p> <p>新市の組織及び機構は、本庁及び支所（支所の名称は「黒田庄地域総合事務所」と称する）の事務の円滑で効率のよい執行のため、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>(1) 総括方針として、</p> <p>ア 新市移行後において住民サービスの低下を来たさない組織・機構</p> <p>イ 市民が利用しやすくわかりやすい組織・機構</p> <p>ウ 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>エ 簡素で効率的な組織・機構</p> <p>オ 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構</p> <p>カ 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構</p> <p>キ 緊急時に即応できる組織・機構</p> <p>(2) 個別整備方針として</p> <p>ア 新市の組織は本庁と黒田庄地域総合事務所とし、合併時においては両市町の現有庁舎を有効活用する。</p> <p>イ 本庁は市全体に係る政策、施策、総合的な調整・管理事務に係る事務を所掌する。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ウ 本庁は、部課制を採用する。</p> <p>エ 黒田庄地域総合事務所は、合併前の黒田庄町の区域を所管地域とし、本庁において処理する事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案する現地解決型の事務所とする。</p> <p>オ 黒田庄地域総合事務所は、課制を採用する。</p> <p>カ 黒田庄地域総合事務所の業務等 所管する地域振興施策の企画立案及び調整、 住民サービスにかかわる直接的事務の執行、 住民の地域活動の支援、市の施策及び企業に関する調整及び推進</p> <p>キ 黒田庄地域総合事務所の所管事務として、1～14まで具体的な事務を記載しておりますが、これは骨格案であり。今後変更もあり得ることをご了承いただきたいと思います。</p> <p>以上が整備方針でございますが、さらに詳細な内容について検討を重ね、新市移行の際には余裕を持って住民周知に心がけてまいります。</p> <p>4、5ページに先進事例、6、7ページには関係法令、行政実例を記載しております。</p> <p>8ページからは「新市行政組織のイメージ図」を載せておりますが、一番下に米印で記載しておりますように、この図は行政組織のイメージを示したもので、職務権限、命令系統は反映しておりません。また、部・課などの名称や数はあくまで例示で、詳細は今後検討していきます。</p> <p>8ページは、市長部局の機構図で、黒田庄地域総合事務所には、整備方針をもとに4つの課を置くことを検討しております。</p> <p>9ページは、教育委員会部局の機構図で、黒田庄町中央公民館を一つの課として置くことに検討いたしております。</p> <p>以上でございます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="225 300 435 705">内橋議長</p> <p data-bbox="225 705 435 1986">柳田事務局長 補佐</p>	<p data-bbox="435 300 1335 526">協議第41号事務組織及び機構の取扱いについて、説明が終わりました。協議第41号について、資料についての、この資料の中でのご質問、ございましたらお受けしたいと思います。何かございませんでしょうか。</p> <p data-bbox="435 526 1335 705">ないようでございますので、次に協議第42号各種事業（人権政策推進事業（女性施策を含む。））の取扱いについて、事務局より説明願います。</p> <p data-bbox="435 705 1335 817">それでは、協議第42号について、資料の10ページをお開きください。</p> <p data-bbox="435 817 1335 929">各種事業（人権政策推進事業（女性施策を含む。））の取扱いについて。</p> <p data-bbox="435 929 1335 1041">（1）隣保館事業については、現行のまま新市に引継ぎ、各館の実情に応じて実施する。</p> <p data-bbox="435 1041 1335 1153">（2）人権推進協議会については、新市において再編に向け調整する。</p> <p data-bbox="435 1153 1335 1265">（3）人権教育協議会については、これまでの両市町の取組みの経緯等を踏まえ、新市において調整する。</p> <p data-bbox="435 1265 1335 1467">（4）人権教育推進員・委員については、現行のまま新市に引き継ぎ、これまでの両市町の取組みの経緯等を踏まえ、新市において調整する。</p> <p data-bbox="435 1467 1335 1579">（5）人権啓発事業については、新市において効率的・効果的な啓発を検討し、再編する。</p> <p data-bbox="435 1579 1335 1758">（6）男女共同参画基本プランについては、新市において見直す。ただし、見直し完了までの間は、西脇市の男女共同参画基本プランより事業推進を行う。</p> <p data-bbox="435 1758 1335 1937">12ページをお願いいたします。まず、隣保館でございますが、西脇市は大野隣保館、芳田の里ふれあい館、上野会館の3館があり、黒田庄町は町立隣保館が1館あります。</p> <p data-bbox="435 1937 1335 1986">それぞれ、相談事業、福祉事業、啓発及び広報活動事業、文化</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>創造事業等、特色ある活動を展開しております。</p> <p>隣保館事業については、現行のまま新市に引継ぎ、住民の生活向上と社会福祉の増進を図り、健全な生活育成を期するため、各館の実情に応じ実施をすることといたします。</p> <p>2番目に、人権推進協議会でございますが、これは人権教育及び人権啓発に関する施策の推進協議や円滑な実施のために西脇市が設置している機関で、15名の委員で構成されております。</p> <p>黒田庄町では、現在このような機関を設置しておりません。</p> <p>人権推進協議会につきましては、人権尊重のまちづくりに資する人権教育、人権啓発を推進するために、新市において委員の構成等、再編に向け調整することといたします。</p> <p>次に、3番目の人権教育協議会でございますが、西脇市における人権教育の推進を図るために、行政と市民が一体となってさまざまな人権課題の解決に向けての取組みを行うことを目的とする公共的団体です。</p> <p>各地区にも人権教育協議会があり、その上部団体として組織されており、市の補助金をもって、研究大会や定例推進員研修等を運営されております。</p> <p>4番目の、人権教育推進員は、人権教育を全市民のものとし、各町及び自治会において人権教育の推進を図るために、町の規模に応じて1～3名を教育委員会が委嘱するものです。地区人教定例研修会や指導者講座などに参加し、町別学習会の企画運営にあたります。</p> <p>また人権教育推進委員は、地区人教会長等の推薦により、14名以内を教育委員会が委嘱し、各種研修会等に参加し、指導助言にあたります。</p> <p>黒田庄町におきましては、人権教育協議会推進委員等は、今までの人権政策を見直す中で、平成13年度末をもって発展的に解消してまいりました。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>人権教育推進員、委員につきましては、現行のまま新市に引き継ぎ、人権教育協議会とともに、これまでの両市町の取組みの経緯を踏まえ、新市において調整することといたします。</p> <p>5番目に、人権啓発事業ですが、両市町とも講演会の実施や啓発資料の作成配布等を行っております。町別学習会については、西脇市は人権教育推進員を中心に各町で実施しておりますが、黒田庄町では現在実施しておりません。</p> <p>また、黒田庄町では人権啓発活動助成事業として、人権意識の高揚と人権尊重のまちづくりのために、地域及び団体が自主的に企画・運営し、人権啓発活動を実施するための活動費を助成する制度があり、1団体3万円以内の助成を行っております。</p> <p>人権啓発事業については、市民一人一人が人権を尊重し、お互いを思いやる意識を育ていけるよう、新市において効率的・効果的な啓発を検討し、再編することといたします。</p> <p>6番目に、男女共同参画事業でございますが、西脇市においては平成14年3月に「市民と行政が協働して、男女共同参画を総合的に推進するため」に、西脇市男女共同参画基本プランを策定いたしました。計画は10か年とし、推進本部を設置し、セミナーを年五、六回、各種学習会、研修会等を開催しております。</p> <p>黒田庄町においては、この事業は人権啓発の一環として実施しております。</p> <p>男女共同参画基本プランについては、新市において西脇市のプランを基本に、早期に見直しを行い、男性と女性が社会のあらゆる分野で対等に参画できる体制の整備に努めます。</p> <p>ただし、見直し完了までは西脇市のプランにより事業推進を行うことといたします。</p> <p>17ページに関係法令を、19ページには先進事例を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>協議第42号各種事業（人権政策推進事業（女性施策を含む。））の取扱いについて、説明が終わりました。この協議第42号について、資料についてのご質問がございましたらお受けいたしたいと思います。</p> <p>ないようですので、次に協議第43号各種事業（保健衛生事業）の取扱いについて、事務局より説明願います。</p>
柳田事務局長 補佐	<p>それでは、協議第43号について、資料の20ページをお願いいたします。</p> <p>各種事業（保健衛生事業）の取扱いについて。</p> <p>（1）し尿処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>（2）浄化槽汚泥処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>（3）西脇市高松霊園については、新市に引き継ぐ。</p> <p>（4）環境審議会については、新市において新たに設置する。</p> <p>21ページをお開きください。</p> <p>し尿処理につきましては、西脇市の場合、市の住民サービス公社に委託し、収集運搬を行っております。黒田庄町は、許可業者1社により行っております。</p> <p>料金は、西脇市が18リットル160円ですので、180リットルで1,600円、黒田庄町は180リットルで1,366円となっており、差異がございます。これは、西脇市は投入場所が社町の北播衛生事務組合、黒田庄町は山南町の氷上多可衛生事務組合という、処理体制等に違いがあるためで、この処理体制及び料金は現行のまま新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>また、料金は両市町とも直接業者に支払い、天災等により西脇市は減免措置、黒田庄町は助成金の交付制度があります。</p> <p>浄化槽の汚泥処理につきましては、西脇市は許可業者7社により、黒田庄町は許可業者2社により収集運搬を行っております。浄化槽汚泥の、各処理につきましても、し尿処理と同様、現行のまま新市に引き継ぐことといたします。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>22ページをお願いいたします。次に、公営墓地事業につきましては、西脇市高松霊園がございます。全体で633区画ございますが、現在559区画は既に使用されております。業務につきましては、住民サービス公社に施設管理を委託しております。この西脇市高松霊園につきましては、新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>次に、環境審議会でございますが、西脇市環境審議会、黒田庄町さわやかなまちづくり審議会が設置されており、いずれも、環境の保全、環境の創造についての基本的事項を調査審議する機関ですが、委員構成に差異がございます。</p> <p>環境審議会につきましては、深刻化する環境問題への取組みを強化するため、新市において新たに設置することといたします。</p> <p>23ページに先進事例を記載しております。他の合併協議では、ごみ処理についての調整を多く議題にされておりますが、西脇市と黒田庄町の場合、ごみ処理については北播磨清掃事務組合のみどり園に共同処理をしておりますので、差異はございません。</p> <p>以上でございます。</p> <p>協議第43号各種事業（保健衛生事業）の取扱いについて、説明が終わりました。協議第43号について、資料についてのご質問がございましたら、お受けしたいと思います。はい、宮崎委員。</p>
宮崎(正)委員	<p>22ページの中ほどの、西脇市住民サービス公社というのがあるんですが、この公社の中身をちょっとお聞きしたいと思うんですけど。</p>
内橋議長 藤原住民・福祉副部長	<p>はい、事務局。</p> <p>西脇市の生活環境課長でございます。手元にこれらの規約等を持っておりませんが、現在この市の方が行っております、例えばここにありますようにし尿の場合も一般廃棄物になります</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 840 389 871">内橋議長</p> <p data-bbox="236 1014 418 1104">柳田事務局長 補佐</p>	<p data-bbox="448 315 1321 521">ので、原則的には西脇市が行うということになるんですけども、今日的、あるいは経費等の問題を考えまして住民サービス公社の方に委託をいたしております。西脇市が出資をいたしております法人でございます。</p> <p data-bbox="448 548 1321 754">また、このし尿以外にも高松霊園の施設管理、あるいは西脇市の公園の管理、葬儀の運営ですか、そういうようなこと、あるいは駐車場の管理とか、そういうようなものを市から委託をいたして事業を行っております財団となります。</p> <p data-bbox="477 781 611 813">以上です。</p> <p data-bbox="477 840 1090 871">よろしいでしょうか。ほかにございませんか。</p> <p data-bbox="448 898 1321 987">ないようでございますので、次に、協議第44号各種事業（健康づくり事業）の取扱いについて、事務局より説明願います。</p> <p data-bbox="448 1014 1321 1104">それでは、協議第44号について資料の24ページをお開きください。</p> <p data-bbox="477 1131 1121 1162">各種事業（健康づくり事業）の取扱いについて。</p> <p data-bbox="448 1189 1321 1279">（1）母子保健事業（訪問事業）については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p data-bbox="448 1305 1321 1453">（2）母子保健事業（相談事業、健診事業）の対象、回数、会場については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、内容については調整する。</p> <p data-bbox="448 1480 1272 1512">（3）子育て支援ネットワークについては、新市に引き継ぐ。</p> <p data-bbox="448 1538 1211 1570">（4）予防接種事業については、新市発足時に再編する。</p> <p data-bbox="448 1597 1321 1744">（5）成人・老人保健事業（集団健康教育・相談事業、健康診査事業、人間ドッグ受診助成事業）については、新市発足時に再編する。</p> <p data-bbox="448 1771 1321 1861">（6）成人・老人保健事業（個別健康教育・相談事業）については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p data-bbox="448 1888 1321 1977">（7）健康づくり推進協議会については、新市において新たに設置する。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>25ページをお開きください。まず、母子保健事業ですが、妊産婦・新生児・乳幼児の訪問事業につきましては、両市町差異がないため、現行のまま新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>次に、相談事業として、母子手帳交付時妊婦相談、6か月児乳児相談、26ページになりまして、1歳児乳児相談があり、健診事業として3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査がありますが、両市町、対象、回数及び会場に差異がありますので、新市発足時に西脇市の例により統合することといたします。ただし、内容については調整いたします。よって、母子保健事業の相談事業、健診事業は合併後すべて西脇市健康づくりセンターにおいて実施することになります。</p> <p>次に、27ページ子育て支援ネットワークですが、これは黒田庄町においてエンゼルプランの実現に向けて具体的な企画を行うための推進体制で、幅広い分野の住民や関係職員により構成されており、講演会や交流会が実施されております。西脇市につきましては、事業実施に向け体制づくりを調整中でございます。</p> <p>子育て支援ネットワークについては、急速な少子化が進む中、地域ぐるみで子育てを支援する体制を構築する必要があることから、新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>次に、予防接種事業ですが、対象者や徴収金に差異はないのですが、摂取の時期等が違うため次のとおり再編し、疾病の一時予防に努めます。</p> <p>ポリオ及びツベルクリン・BCGの乳幼児集団予防接種は、西脇市の例により実施いたします。</p> <p>三種混合、麻疹、風疹及び日本脳炎1期の乳幼児個別予防接種につきましては、西脇市の例により通年に実施し、指定医療期間は拡大できるよう調整いたします。</p> <p>28ページの日本脳炎2期・3期及び二種混合の児童生徒集団予防接種につきましては、現行のとおり各学校で実施いたしま</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>す。</p> <p>インフルエンザの高齢者個別予防接種につきましては、現行のとおりといたします。</p> <p>次に、成人・老人保健の集団健康教育・相談事業ですが、両市町とも地区住民を対象に毎回テーマを決めて、健康教育や個別健康相談を行っておりますが、新市発足時に時期や内容を再編し、適切な健康教育や相談体制により疾病の予防や早期発見につながるよう調整していきます。</p> <p>また、個別健康教育・相談事業につきましては、新市発足時に西脇市の例により、高脂血症健康教育、喫煙者健康教育、糖尿病健康教育を実施していきます。</p> <p>次に、健康事業でございますが、両市町とも町ぐるみ健診・休日健診として、基本健診及び胃がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん、肝炎ウィルスの各健診を行っております。時期、対象及び徴収金についてはそれぞれ差異があるため、再編することといたします。</p> <p>具体的には、28ページの右の欄に記載しておりますように、町ぐるみ健診は8～9月に現行の日数、場所で、休日健診は11月に2日間1会場で実施いたします。</p> <p>肝炎ウィルス検診2次検診は、黒田庄町では未実施ですので西脇市の例により10月から1月に指定医療機関での個別検診といたします。</p> <p>骨粗しょう症検診は、黒田庄町の例により、町ぐるみ検診、休日検診と同時実施といたします。</p> <p>30ページ、乳がん検診及び子宮がん検診は、6月から3月まで指定医療期間での個別検診といたします。</p> <p>次に、人間ドッグ受診助成事業ですが、対象者、医療機関、助成内容ともかなり差異がありますので、新市発足時に再編し、医療機関については、西脇病院と大山病院にすることといたします。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>す。</p> <p>最後に、健康づくり推進協議会でございますが幅広い分野から委員を選出し、健康づくりに関する基本的な方策の検討や推進、調整をしていただいております。委員の構成等を調整し、市民の健康づくりを推進するため、新市において新たに設置することといたします。</p> <p>31ページには先進事例を掲載しておりますのでごらんください。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、協議第44号各種事業（健康づくり事業）の取扱いについて、説明が終わりました。協議第44号について、資料についてのご質問がございましたらお受けしたいと思います。何かございませんか。はい、小林委員。</p>
小林委員	<p>西脇市の小林です。ここのたまたまこれ健康づくり事業の中に一部入っておりますので、意見を述べさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>今回の合併で、私個人としまして非常に危機感というのがありますのは、やはりこの合併をしましても、将来人口が減ることが予測されているということでございます。</p> <p>私もそれは非常に危機感を持っておりまして、やはり子供たちを安心して産めるような新しいまちになってほしいということ、強く念願するものでありまして、たまたまこの健康づくり事業の中に子育て支援というのが入っておりますけども、この前から小委員会でも言っておるんですけども、もっと子育てといいますが、少子化に対して何か対策が打てないかと、今回合併の目玉の1つにできるほど、少子化対策というものを全体の事業として打ち出せないかということを私は最近考えておるんですが、そうしますと、たまたま今は健康づくり事業の中に子育て支援、黒田庄町さんはエンゼルプランというのがございまして、多分それに力</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>を入れてやっておられると思うんですけども、先ほど企業立地にしましても、それから女性施策にしましても、そういったことをもっと体系的に、全面的に押し出して、ひとつの少子化対策というようなことを、もっと押し出していただけないか。</p> <p>それが、ひいてはその人口増につながるような、あるいはまちの発展につながるような施策をひとつの目玉にしていただけないかなと。</p> <p>あっちいたりで、少し女性施策の方にもあるし、子育て支援ということ、健康づくりにもあるし、福祉の一部にも子供の施策が含まれてますというようなことでなくて、全体をひとつにまとめたような施策が何とか打ち出していただけないかなという要望でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
柳田事務局長 補佐	<p>はい、ありがとうございました。ほかに、この資料についてのご質問ございませんか。</p> <p>ないようでございますので、次に協議第45号各種事業（学校教育事業）の取扱いについて、事務局より説明願ひます。</p> <p>それでは、協議第45号について、資料の32ページをお願ひします。</p> <p>各種事業（学校教育事業）の取扱いについて。</p> <p>（1）通学区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>（2）ALT（英語指導助手）招致事業については、新市において西脇市の例により調整する。</p> <p>（3）学校園建築・大規模改修・耐震診断等については、新市において早期に整備計画を立て、順次実施する。</p> <p>（4）幼稚園保育料については、合併年度は現行のとおりし、翌年度に西脇市の例により統合する。</p> <p>（5）幼稚園降園バス事業については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>（6）預かり保育については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>(7) 要・準要保護就学援助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に再編する。</p> <p>(8) 奨学資金については、新市発足時に貸付事業を再編し、給付事業を廃止する。ただし、合併の前日までに両市町で認定した者については、現行の制度を適用する。</p> <p>(9) 学校給食センターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、給食費等については、新市発足時に再編する。</p> <p>35ページをお願いします。まず、通学区域でございますが、西脇市は小学校が6校、中学校が3校、黒田庄町は小学校が2校、中学校は1校で、それぞれ通学区域が定められております。通学区域は、現行のまま新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>次に、36ページALT（英語指導助手）招致事業でございますが、西脇市に2人、黒田庄町は1人を配置し、中学校を中心に英語指導を行っており、小学校や幼稚園での指導や、西脇市においては小学校職員の英語研修、黒田庄町においては公民館で英会話講座で指導を行っております。</p> <p>採用手続き等に差異がありますので、西脇市の例により調整し、子供から大人まで豊かな国際感覚が育つよう、事業の推進に努めることといたします。</p> <p>次に、学校園建築、大規模改修、耐震診断、耐震改修ですが、学校ごとに校舎等の構造、建築年、改修や診断の実施年を一覧表にしております。</p> <p>子供たちが快適に安心して学習できる環境づくりに向け、校舎やプールなど、老朽化した施設の整備計画を早期に立て、順次実施していくことといたします。</p> <p>なお、38ページの米印に記載しておりますが、耐震診断については、昭和56年以前の設計で建築された耐震診断未実施の非木造の2階建て以上、又は面積が200平米を超える建物が対象になります。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>次に、幼稚園保育料ですが、入園料は両市町差異がありませんが、保育料が西脇市は5,000円、黒田庄町は4,500円と異なっております。保育料につきましては、合併の年度は現行のとおりといたしますが、徴収方法等も含め、翌年度から西脇市の例により統合いたします。</p> <p>次に、幼稚園の降園バス事業ですが、黒田庄町において実施しており、通園距離が長い地区の希望園児について、降園時のみ運行されております。町立保育園のバスを利用し、運転業務をシルバー人材センターに委託しており、利用料は徴収しておりません。幼稚園降園バス事業につきましては、当分の間現行のとおりとし、新市において調整いたします。</p> <p>次に、39ページ、預かり保育でございますが、西脇市において幼稚園保育終了後、家庭で保育できない園児を対象に西脇幼稚園と重春幼稚園で実施しております。通常保育日は保育終了時刻から午後5時45分まで、長期休業中は午前8時15分から午後5時45分まで、通常月5,500円の保育料となっております。黒田庄町においては、学童保育にあわせ実施しておりますため、今後の協定項目の中で現況を説明させていただくこととなります。</p> <p>預かり保育につきましては、多様な子育てニーズを踏まえ、子供を持つ親への支援をするため、現行のまま新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>次に、要・準要保護就学援助でございますが、この制度は学校教育法に基づき、教育費の一部を援助し、義務教育の円滑な実施に資することを目的に設置されております。</p> <p>認定基準は、生活保護を受けている世帯又はアからケのいずれかに該当する世帯となっており、差異はありませんが、40ページの所得の基準に両市町間で差異があります。給付内容はほぼ同様となっております。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>15年度の認定率は、西脇市が小学校で11.23%、中学校で9.63%、黒田庄町では小学校が6.54%、中学校で4.27%という数字になっております。</p> <p>就学援助につきましては、合併の年度は現行のとおりとし、翌年度に再編することといたします。</p> <p>次に、奨学資金でございますが、西脇市奨学金貸付事業は、高校、高専、短大、大学に在学し、学校長の推薦がある者で、経済的な理由により就学が困難な者が対象となっております。金額は、月額1万5,000円から3万円、貸付機関は申請の月から翌年3月31日までとなっております。</p> <p>黒田庄町ふるさと奨学金貸与事業は、短大、大学に入学した者で、経済的な理由により就学が困難な者が対象になっており、月額5万円、原則5名までとなっております。期間は、申請の月から正規の修業年度までで、将来黒田庄町の発展及び活性化に貢献する有為な人材を育成するという目的から、卒業後黒田庄町に住居している間は、返還の免除が受けられること等、大きな差異があります。</p> <p>奨学金貸付事業については、新市発足時に再編することといたします。</p> <p>黒田庄町奨学金給付事業につきましては、高校、高専、在学する者で、経済的理由により就学が困難な者に、月額1万円、又は3万円を給付する制度ですが、貸付事業を再編する予定があることから、この給付事業については廃止することといたします。ただし、貸付事業、給付事業とも、合併の前日までに両市町が認定した者については、現行の制度、つまりそれぞれの市町の制度を適用することにいたします。</p> <p>最後に、学校給食センターでございますが、西脇市のセンター西脇市上戸田にございまして、昭和45年の建築です。調理の能力が1日4,500食、現在約4,000食を調理しております。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>す。施設の老朽化により、近い将来改築の必要がございます。</p> <p>黒田庄町のセンターは、黒田庄町喜多にございまして、平成10年の建設で、調理能力は1日1,100食、現在約1,000食を調理しております。</p> <p>給食センターにつきましては、調理能力の限界の問題から、現行のまま新市に引き継ぎ、それぞれの施設として運営をしていくことといたします。</p> <p>給食費につきましては、1食当たり幼稚園で西脇市が207円、黒田庄町が205円、小学校高学年で西脇市231円、黒田庄町205円、中学校で西脇市262円、黒田庄町230円と差異がございます。</p> <p>西脇市の給食費には光熱水費等も含まれているため、徴収方法等も含め新市において再編いたします。</p> <p>43ページに係法令、44ページに先進事例を記載しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p> <p>はい、協議第45号各種事業（学校教育事業）の取扱いについて、説明が終わりました。協議第45号について、資料についてのご質問がございましたら、お受けしたいと思います。何かございませんか。はい、宮崎委員。</p>
宮崎(正)委員	<p>すみません。資料の35ページの通学区域なんですけど、これは心配ないと思うんですけど、新市発足当時に通学区域の再編等、兵庫県教育委員会等から、生徒数、児童数によつての再編の可能性が今後具体的にあるのかどうか。もしあるとすれば、その資料をいただきたいと思うんですけど。</p> <p>事務局。</p> <p>失礼いたします。先ほど説明がございましたとおり、通学区域につきましては現行のとおりということでしておりますので、そういった変更の計画はございませんので、資料はございません。</p>
内橋議長 藤原事務局長 補佐	

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 432 389 465">内橋議長</p> <p data-bbox="236 607 419 696">柳田事務局長 補佐</p> <p data-bbox="268 1944 389 1977">内橋議長</p>	<p data-bbox="448 315 1321 405">指導の方もないということでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。</p> <p data-bbox="448 432 1321 580">ほかにご覧いませんか。ないようでございますので、次に協議第46号各種事業（文化振興事業）の取扱いについて、事務局より説明願います。</p> <p data-bbox="448 607 1321 696">それでは、協議第46号について、資料の45ページをお開きください。</p> <p data-bbox="448 723 1091 757">各種事業（文化振興事業）の取扱いについて。</p> <p data-bbox="448 784 1302 817">(1) 市町指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p data-bbox="448 844 1321 934">(2) 指定文化財の維持管理事業については、新市において西脇市の例により調整する。</p> <p data-bbox="448 960 1321 1050">まず、市町の指定文化財でございますが、47ページをお願いいたします。</p> <p data-bbox="448 1077 1321 1167">西脇市は有形文化財13件、民俗文化財4件、記念物3件、合計20件の市指定文化財がございます。</p> <p data-bbox="448 1193 1059 1227">黒田庄町は有形文化財が6件でございます。</p> <p data-bbox="448 1254 1321 1456">この指定文化財については、すべて新市に引き継ぐことといたします。参考でございますが、48ページに西脇市においては県指定文化財11件、国登録有形文化財1件を、黒田庄町は県指定文化財2件を一覧表にしております。</p> <p data-bbox="448 1482 1321 1796">次に、指定文化財の維持管理事業でございますが、指定文化財に係る管理、修理、保存に関しては両市町とも予算の範囲内で補助金を交付する制度がございますが、西脇市の場合は補助対象内容や、補助金の額の規定があることから、新市において西脇市の例により統合し、新市の貴重な財産である文化財も後世に継承するための保存に努めることといたします。</p> <p data-bbox="448 1823 1120 1856">50ページには、先進事例を記載しております。</p> <p data-bbox="448 1883 730 1917">以上でございます。</p> <p data-bbox="448 1944 1321 1977">はい、協議第46号各種事業（文化振興事業）の取扱いについ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
藤原事務局長 補佐	<p>て、説明が終わりました。協議第46号について、資料についてのご質問がございましたらお受けしたいと思います。何かございませんか。</p> <p>ないようでございますので、以上で事前提案事項については終了いたします。</p> <p>次に、その他の(1)の住民説明会の日程について、事務局より説明を願います。</p> <p>住民説明会の日程につきまして、本日1枚ものでお手元の方にお配りさせていただいておりますとおり、7月12日から8月25日まで、西脇市7会場、黒田庄町の14会場で説明会を開催する予定にしております。</p> <p>平成15年度11月に協議会が設立されてから現在までの合併協議の協定項目の確認状況、それと新市まちづくり計画の概要を説明させていただきまして、住民の皆さんに新しいまちづくりに対する意見や要望をお聞きする場にしたいというように思っております。</p> <p>協議会の委員さん方におかれましては、市町の合併担当の窓口の方より、後日出席についてのご依頼があると思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
内橋議長	<p>委員の皆さんには夜分大変恐縮でございますが、またご出席につきましてもよろしく願いたいと思います。</p> <p>次に、(2)の協議会日程について、事務局より説明を願います。</p>
藤原事務局長 補佐	<p>協議会の日程でございます。第9回を7月29日木曜日西脇市生涯学習まちづくりセンターで、第10回を8月26日木曜日黒田庄町中央公民館での開催を予定しております。</p> <p>当初の予定で、8月に2回協議会を開催するという予定にしておりましたが、上旬の方を削除させていただいておりますので、申</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>しわけございませんが、ご了承をいただきますようによろしくお願いいいたします。</p> <p>この協議会の日程につきまして説明がございました。8月の日程につきまして、当初の予定を変更させていただいておりますが、ご了承賜りますように、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、委員の皆さんには大変お忙しいと存じますけれども、ひとつお繰り合わせ、ご出席をいただきますように、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、初めにも事務局より申し上げておりましたが、大変長時間になっておりますが、ここで新市の財政状況について説明をさせていただきたいと思っております。ひとつよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、この件について、事務局から説明をお願いしたいと思います。</p>
藤原事務局長 補佐	<p>それでは、お疲れのことと思うんですけども、冒頭に申し上げましたように財政状況につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。資料の方はお持ちでしょうか。もしなければ、事務局の方で用意しておりますので、言っていただけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、資料に基づきまして若干時間をちょうだいしたいと思います。資料の1ページをお開きください。</p> <p>平成14年度の決算状況を記載しております、まず、歳入総額は西脇市が147億5,827万8,000円、黒田庄町が41億2,082万円であり、合計いたしますと188億7,909万8,000円となっております。</p> <p>このうち、地方税は西脇市が52億4,280万4,000円、黒田庄町が6億2,066万2,000円、普通交付金につきましては、西脇市が22億4,903万1,000円、黒田庄</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>町が14億2,901万円でございます。</p> <p>その下の表は、住民1人当たりの歳入額等を計上しております。</p> <p>次に、歳出でございます。義務的経費につきましては、西脇市が54億5,341万2,000円になり、歳出総額の37.3%を占めております。黒田庄町は14億2,394万2,000円であり、歳出総額の35.2%を占めております。</p> <p>投資的経費につきましては、西脇市が16億8,269万2,000円、歳出総額の11.5%でございます。黒田庄町は10億2,077万3,000円で、総額の25.2%を占めております。</p> <p>次に、2ページでございますけども、基金につきましては西脇市が50億7,661万7,000円、黒田庄町が6億7,425万2,000円であり、合計57億5,086万9,000円の保有となっております。このうち、西脇市の財政調整基金は25億6,817万2,000円、黒田庄町は3億3,355万9,000円となっております。</p> <p>その下では、人口1人当たりに割り戻して計上をしております。</p> <p>次に、地方債の残高についてでございますが、西脇市が107億9,018万5,000円、黒田庄町が36億1,229万円であり、合計144億247万5,000円でございます。新市の1人当たりに直しますと30万9,358円となります。</p> <p>次に、3ページの財政シミュレーションに移らせていただきます。シミュレーションの作成の目的ですが、新市の財政状況がどのように推移していくかを予想し、その全体像をつかむことによって、合併後における行財政運営の判断材料とするものでございます。なお、今後事務事業の見直しが予想され、数値が変動することをご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>次に、計画期間でございますが、16年間としております。</p> <p>次に、作成にあたっての前提条件でございますが、会計区分につきましては、普通会計で一般財源ベースとしております。普通会計といいますのは、地方財政を統計的に扱う上での会計区分であり、水道や病院会計の企業会計、国民健康保険や下水道特別会計などの、特定の目的で設置された会計を除いたものでございます。</p> <p>次に、歳入歳出につきましては平成16年度予算額を基本として、その伸び率等を予測して各年度に加算をしております。税や普通交付税につきましては、人口予測をコーホート変化率法により、組み込んでおります。</p> <p>地方債は、減税補てん債、臨時財政対策債を一般財源として取り扱っております。</p> <p>次に、投資的経費については、各市町で予定しております普通建設事業及び合併特例債事業等を予定し、計上をしております。</p> <p>次に、合併に係る影響分の反映でございます。まず、普通交付税の段階補正の見直しでございますが、人口8,000人規模で単年度で1,700万円減少、人口3万人規模で約1,000万円減少というふうに見込んで影響額を算出をしております。</p> <p>次に、5ページに移ります。普通交付税の合併算定替及び激変緩和措置についてでございます。これは、西脇市と黒田庄町が別々に算定した金額を10年間措置するものでございます。ただし、11年目からは新しい市になった約4万5,000人規模で普通交付税を算定しようとするものでございます。</p> <p>合併算定替前は、平成15年度の普通交付税額、つまり西脇市では20億6,707万8,000円、黒田庄町では12億7,874万6,000円で、合計33億4,582万4,000円でございます。合併算定替後では、35億523万6,000円になります。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>この試算では、合併後5年間は合併補正で1年に約1億5,900万円増加し、6年目以降は1年に約9,300万円増加する試算をしております。なお、一本算定による30億2,300万7,000円は、人口4万5,000人程度の市における普通交付税の試算でございます。激変緩和措置の5年間に過ぎた場合、16年目からは毎年普通交付税は3億円程度減少することを見込んでおります。</p> <p>次に、歳出でございますが、市長、助役、収入役、教育長の8人の特別職が4人に減少をいたします。その4人の減少額は西脇市の報酬に基づいて計上をしております。</p> <p>議員の減少については、現時点では減少額を見込んでおりません。</p> <p>次に、委員の報酬につきましては、まだ各委員さんの構成等について検討中ではありますが、暫定的に年間約700万円の減少を見込んでおります。</p> <p>次に、一般職の職員の人件費についてでございます。平成17年度で普通会計に属する職員が350人程度となっておりますが、これを平成27年度248人まで減少するものでございます。248人まで減少した後は、これを維持するよう試算をしております。</p> <p>次に、新市の財政シミュレーションでございます。</p> <p>まず、歳入のうち地方税は徐々に減少してまいります。地方交付税につきましては、平成20年時点では若干増加しております。これは、下水道事業や合併特例債事業による起債償還などで、交付税への参入が増加するものであります。全体としては、減少傾向というふうに予想しております。</p> <p>歳出においては、まず人件費につきましては先ほど申し上げましたとおり、人件費削減を予定しております。</p> <p>公債費については、これまでの起債の元利償還金に加え、新規</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>発行の起債の元利償還金を積算しております。</p> <p>物件費につきましては、人件費の減少に伴い、外部への事業委託の増加等を見込んでおります。</p> <p>補助費につきましては、病院事業会計や一部事務組合などに対する負担金や補助金等が主なものでございます。補助費が、平成20年度で33億3,500万円が、23年度で46億600万円になっております。これは、水道事業の地方公営企業法の適用を視野に入れているところによるものでございます。</p> <p>平成26年度まで、税等の一般財源で収支のバランスがとれず、財政調整基金を取り崩してまいります。平成26年度には4億2,000万円程度まで減少すると試算しております。それ以降は、人件費や他会計への負担金等も下がるなど、合併の効果が生じてまいり、歳入歳出の収支がプラスに転じていく試算をしております。</p> <p>次に、資料編ということでつけさせていただいておりますけども、8ページの方をお開きいただきたいと思っております。まず、合併前支援メニューでは、合併準備経費に対する特別交付税措置、合併移行経費に対する特別交付税措置、また合併推進事業への合併推進債の発行措置などがあります。さらに、合併準備補助金がありますが、これは一律500万円となっており、平成15年度に西脇市と黒田庄町それぞれ500万円ずつ補助金を受けております。</p> <p>次に、合併後支援メニューのうち、普通交付税額の算定の特例、すなわち合併算定替措置でございますが、これは合併後10年間合併しなかった場合の旧市町で算定した交付税額を保障するというものでございます。</p> <p>次に、合併直後の臨時的経費に係る包括的財政措置として、普通交付税措置がございます。また、合併市町村を支援する包括的財政措置として特別交付税措置がございます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>次に、合併特例事業として、新市まちづくり計画に基づいて行う道路などの公共的施設の整備事業に対して、合併後10年間に限って合併特例債の発行が許可されるものでございます。この合併特例債は、例えば10億円の事業にいたしますと、9億5,000万円の地方債の発行が可能となります。その元利償還金の70%を普通交付税で措置されるものでございます。</p> <p>次に、合併市町村の振興のための基金造成についてでございますが、この基金は13億7,000万円まで積み立てることができ、この基金については、利子相当額を新市の地域振興に役立てるというものでございます。</p> <p>次に、合併市町村補助金については、国庫補助金で延べ3年間にわたって措置されるものでございます。</p> <p>11ページは、普通交付税の概要を掲げております。12ページについては、合併特例債の概要について記載しております。合併特例債につきましては、まちづくり計画に位置づけられた 番から 番までの事業に対して発行が許可されるものでございます。</p> <p>13ページから15ページにつきましては、平成14年度の西脇市と黒田庄町の決算状況を、類似団体等の比較とともに記載をしております。</p> <p>非常に長くなりましたけども、以上で説明を終わらせていただきます。</p> <p>この件につきまして、ご質問等がございましたらお受けしたいと思っております。はい、小林委員。</p> <p>小委員会で一部質問させていただいたんですけど、現行の法律の範囲の中で、あるいは交付税の今のシステムの中でのシミュレーションと思えますけども、小泉首相が三位一体改革と、私は改革とはなかなか思いませんけども、という中では先がちょっと見えないのかなというふうに思っておりまして、今から税源移譲と</p>
内橋議長	
小林委員	

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長</p> <p>藤原事務局長 補佐</p> <p>内橋議長</p>	<p>かというような問題になってきますと、かなりその想定と違うことが起きる可能性が非常に強いと思います。</p> <p>しかも、それは余り遠い未来ではなくて、近い将来にそういう変わる可能性がございますので、随時このシミュレーションにつきましても、情報をどんどん提出していただきたいというふうに思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。ないようでしたら、以上で予定しておりました議題すべて終了いたしました。</p> <p>事務局よりほかに。</p> <p>何もございません。</p> <p>委員の皆さんから何かこの際ございましたらお受けしたいと思います。</p> <p>それでは、ないようでございますので、閉会にさせていただきますと思います。</p> <p>委員の皆さんには、非常にお忙しい中、ご出席を賜り、また本日特に議案の案件が非常に多ございました。長時間にわたりましたが慎重審議をいただきまして、本当にありがとうございました。</p> <p>なお、黒田庄町の宮崎好史委員が今回で退任されるということを知っております。8回にわたってご精励をいただきまして、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。</p> <p>また、傍聴にお越しをいただきました皆さん方につきましても本当にありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、第8回の西脇市・黒田庄町合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	午後 4時53分 閉 会